

令和2年度調布市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書
(令和元年度振返り)

令和2年8月

調布市教育委員会

目 次

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって	
(1) 経緯	2
(2) 点検・評価の対象事業及び構成	2
(3) 学識経験者の知見の活用	3
2 点検・評価の実施方針	
(1) 実施方針	6
(2) 点検・評価シートの見直し	6
(3) 実施方法と実施時期	7
(4) 点検・評価の評価基準について	8
3 教育委員会の状況	
(1) 教育委員会委員の構成	10
(2) 教育委員会会議の状況	10
(3) その他の活動状況	11
(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針	13
4 施策及び主要事業の点検・評価の結果	
(1) 主要事業の点検・評価結果一覧	20
(2) 施策1 豊かな心の育成	22
(3) 施策2 確かな学力の育成	26
(4) 施策3 健やかな体の育成	30
(5) 施策4 個に応じたきめ細かな支援	32
(6) 施策5 魅力ある学校づくりの推進	36
(7) 施策6 安全・安心な学校づくりの推進	40
(8) 施策7 学校施設整備の推進	44
(9) 施策8 青少年の育成	46
(10) 施策9 生涯学習社会への対応	48
(11) 施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承	52
5 点検・評価についての有識者からの意見	
(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保	56
(2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎	57
(3) 帝京大学大学院教職研究科教授 赤堀 博行	62
6 資料編	
(1) 教育プラン（2019-2022年度）施策体系	68
(2) 教育委員会会議開催状況（令和元年度）	71

(3)	教育委員会事務局の概要（令和元年度）	78
(4)	令和元年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況	79
(5)	調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱	80

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たっ
て

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

(1) 経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

さらに、中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」が平成19年3月に取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

〈点検・評価の実施状況〉

対象年度	点検・評価の対象となる計画	施策・主要事業
20	調布市基本計画に基づく施策・基本事業、基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）	7施策・16基本事業・41主要事業
21		7施策・16基本事業・42主要事業
22	調布市教育プラン	24施策・134主要事業
23		
24		
25	調布市教育プラン（時点修正版）	24施策・138主要事業
26	調布市教育プラン（改定版）	12施策・44主要事業・7つの重点プロジェクト
27		
28		
29		
30	調布市教育プラン（2019～2022年度）	10施策・34事業
元		

(2) 点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及

び評価実施要綱第3において、「教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては、令和元年度以降の施策・主要事業について、国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画と整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ、平成31年2月に「調布市教育プラン（2019～2022年度）」を策定した。

そこで、平成30年度の施策・主要事業の点検・評価については、評価結果を、令和元年度以降の教育プランの着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため、新たな教育プランの施策・事業体系に基づき、振り返りを行うこととした。

したがって、平成30年度からの点検・評価における対象事業は令和元（2019）年度以降の教育プランに掲げる10施策・34事業としている。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の3人の方に依頼した。（敬称略）

吉澤 良保（東京純心大学 名誉教授）

神永 典郎（白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授）

赤堀 博行（帝京大学大学院 教職研究科 教授）

2 点検・評価の実施方針

2 点検・評価の実施方針

(1) 実施方針

教育プラン（2019～2022 年度）に掲げる施策体系に基づく点検・評価は、令和元年度の振返りが2回目となる。

また、今年度（令和2年度）は、昨年度に引き続き、平成31年3月に策定された「調布市教育大綱〈第2期〉」に掲げる基本方針と、教育大綱と一体的に示された5つの連携テーマを踏まえ、具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり実施方針を定める。

ア 調布市教育委員会は、毎年、主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い、課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに、教育プランにおいて新たに設定した10施策・34事業の進行管理を行うことにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置き、意見を聴取する機会を設ける。

(2) 点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は、「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため、PDCAサイクルを意識して、この1年間、「何ができて、何ができなかったのか」、「成果は上がっているのか」、「次への課題・目標は明確化されているか」など、着実な進行管理のもと、教育プランの実効性を高めていくことを目指している。

また、新たな教育プランで定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため、令和元年度（平成30年度振返り）の報告書以降、次のとおり点検・評価を行うシートを変更している。

ア 施策のねらい・目標(PPLAN)

- はじめに「施策のねらい (PLAN)」、背景 (PLAN)、主要事業 (PLAN)」欄を設け、事業の目的や狙いは何か、その理由はどんなものか、具体的に何を設定するのかを記載した。
- 目標はできるだけ明確化・重点化して記載するものとした。

※本欄は、調布市教育プラン(2019~2022年度)から転記しています。

イ 取組実績、取組成果(DO)

- 事業の目的や目標に則し、主要事業や主な取組について、具体的にどのように取り組み、どのような成果や効果があったのか明確に記載するものとした。
- 「O」には、教育プランに記載されている各施策の「(5) 主な取組」などが記載され、「・」には、その成果等が記載されている。

ウ 点検・評価(CHECK)

- 調布市教育プラン(2019~2022年度)から、上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し、施策ごとに、施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し、実績を記載している。
- 評価結果は、成果指標のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に判断し、評価理由とともに記載している。
- 評価段階は、評価をより分かりやすくし、調布市行政評価と整合を図るため、5段階評価を維持しつつ、ランクを「S~D」としている。

エ 今後の方向性(ACTION)

- 課題を踏まえ、どのような取組を計画し、取り組んでいるのか、実施結果の自己評価とあわせて、より具体的に記述するものとした。

(3) 実施方法と実施時期

実施に当たっては、関係法令に基づくとともに、詳細は、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

ア 令和2年5月~6月

教育委員会事務局において、主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振り返りと課題の抽出を行い、課題を踏まえた現年度の取組状況、さらに次年度の方向性を取りまとめ、報告書案を作成する。

イ 令和2年7月~8月

自己評価に留まらず、有識者として学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会で最終的に協議し、報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は市ホームページで公開するとともに、教育会館、公文書資料室、図書館、各社会教育施設に配架し、関

覧できるようにする。

(4) 点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて、事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの目標達成度で表した。

事業の目的（ねらい）・目標に即した成果や効果が

S：計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。

A：計画通りに目標を達成した。予定した取組効果が得られた。

B：概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組効果が得られた。

C：目標達成にはやや至らなかった。予定した取組効果が得られなかった。

D：目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。

3 教育委員会の状況

3 教育委員会の状況

(1) 教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は、平成27年10月1日に、新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成27年10月1日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」）の定数は5人であり、5人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針、教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

[教育委員会名簿]

（令和2年3月31日現在）

備考	氏名	任期
教育長	大和田正治	平成30年10月1日から令和3年9月30日まで
教育長職務代理者	奈尾 力	平成29年12月18日から令和3年12月17日まで
委員	福山めぐみ	平成28年10月1日から令和2年9月30日まで
委員	加藤 実三	平成28年12月22日から令和2年12月21日まで
委員	徳田 愛子	平成28年7月1日から令和2年6月30日まで
委員	川原 和哉	平成28年10月1日から令和2年9月30日まで

(2) 教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は、地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき、毎月1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催している。

平成31年4月から令和2年3月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア 教育委員会開催回数 18回（定例会12回，臨時会6回）

イ 審議事項

- (ア) 議決事項（議案） 42件
- (イ) 協議事項（協議題） 10件
- (ウ) 報告事項 71件
- (エ) 諸報告 27件

※ 「諸報告」は、審議会や施設使用に係る報告など、説明を省略した案件です。

※ 会議の付議案件と結果は、71ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも、月1回以上、定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し、教育委員会事務局との情報共有を行っている。

(3) その他の活動状況

教育委員は、学校の状況を把握し、教職員と情報共有するために、学校訪問や学校行事への出席のほか、校長会との意見交換会を開催している。また、東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し、東京都教育委員会や近隣市との情報交換、情報共有を行うほか、研修会へ参加し、識見を高め、教育施策の決定等への反映に努めている。

ア 教育委員の学校訪問

令和元年 5月22日 第一小学校・調布中学校
令和元年 6月24日 多摩川小学校・第五中学校
令和元年 7月 5日 上ノ原小学校・滝坂小学校
令和元年 9月30日 布田小学校・第八中学校
令和元年10月16日 第三小学校・若葉小学校
令和2年 1月17日 第二小学校・第六中学校
令和2年 2月 3日 柏野小学校・杉森小学校

イ 東京都教育委員会連合会

平成31年4月24日 第1回常任理事会及び理事会（東京自治会館）
令和元年 5月17日 第63回定期総会及び情報交換会（東京自治会館）
令和元年 5月31日 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会
（山梨大会）（山梨県北杜市女神の森セントラルガーデン）
令和元年 6月25日 第1回研修推進委員会（東京自治会館）
令和元年 7月17日 第2回研修推進委員会（東京自治会館）
令和元年 8月 9日 第3回研修推進委員会（兼）第2回常任理事会及び理事会並びに第1回理事研修会（東京自治会館）
令和元年10月11日 管外視察研修会（群馬県富岡製糸場）
※台風19号の影響により中止
令和2年 1月14日 第3回常任理事会及び理事会並びに第2回理事研修会
（東京自治会館）
令和2年 2月 4日 第4ブロック研修会（狛江市役所）
令和2年 2月 7日 研修会（東京自治会館）

ウ 東京都市教育長会

平成31年4月10日 定例会総会（東京自治会館）
ほか定例会（5月、7月、8月、11月、1月、2月）、研修会（7月）、連絡会（1月）

エ その他

平成31年4月16日 東京都教育委員会教育施策連絡協議会(中野サンプラザ)

令和2年 1月16日 令和元年度市町村教育委員会教育委員研究協議会(文部
科学省)

(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針

平成30年12月21日

調布市教育委員会決定

◎教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援するなどの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

◎基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン（2019～2022）に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切にできる心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にできる人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを推進する。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から全面実施される新学習指導要領の移行期に入ることを踏まえ、各学校における教育課程の在り方や授業の改善が求められている。

- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 経済格差が、教育格差とその再生産や固定化につながり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しており、総合的な対策が求められている。
- 調布市において、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、学校教育や社会教育の場においても、この機会を最大限に生かすことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学ぶことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。
- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の環境整備等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の充実を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- スポーツによる心身の調和のとれた発達を促し、進んで平和な社会の実現に貢献でき

る児童・生徒を育成する機会となるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

- 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を行い、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 家庭や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが求められている。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。
- 近年ICTの普及など、子どもたちを取り巻くネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見を交換し合いながら、教育に参加できる体制づくりを推進する。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、教育人口のさらなる増加が見込まれており、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育への対応など、教育環境の整備が急務となっている。また、

学校施設の老朽化が進行しており、安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が求められている。

- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。
- 「（仮称）調布市学校施設整備方針（平成31年3月策定予定）」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。

基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

4 施策の点検・評価の結果

施策の点検・評価結果一覧

点検・評価の評価基準について

各施策の評価については主管課による自己評価とした。
評価に当たっては下記の評価基準に基づいてS～Dの指標で表した。

- S：計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。
- A：計画通りに目標を達成した。予定した取組効果が得られた。
- B：概ね計画通りに目標を達成した。一定の取組効果が得られた。
- C：目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。
- D：目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。

施策 1 豊かな心の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
1	命の教育の推進	指導室	B
2	人権教育の推進	指導室	
3	道徳教育の推進	指導室	
4	体験活動の推進	指導室	

施策 2 確かな学力の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
5	基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	指導室	A
6	ICT機器の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進	指導室	
8	学校図書館の活用推進	指導室	

施策 3 健やかな体の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
9	体力向上への支援	指導室	B
10	食育の推進	学務課・指導室	

施策 4 個に応じたきめ細かな支援			
主要事業		事業主管課	目標達成度
11	特別支援教育の推進	指導室	A
12	不登校児童・生徒への支援	指導室	
13	いじめ、虐待の防止と対応	指導室	
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	教育相談所	
15	児童・生徒の貧困への対応	指導室・学務課	

施策 5 魅力ある学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
16	地域人材等を活用した教育の充実	指導室	A
17	特色ある教育活動の推進	指導室・学務課	
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19	学校における働き方改革の推進	指導室・学務課・ 教育総務課	

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
20	食物アレルギー対策の推進	学務課・指導室	A
21	安全教育の推進	教育総務課・ 指導室	
22	児童・生徒の安全確保の推進	学務課・社会教育課・ 教育総務課	

施策 7 学校施設整備の推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
23	老朽化・長寿命化対策等の推進	教育総務課 施設担当	A
24	不足教室への対応	教育総務課 施設担当	
25	快適な教育環境の整備	教育総務課 施設担当	

施策 8 青少年の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
26	家庭教育への支援	社会教育課	B
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9 生涯学習社会への対応			
主要事業		事業主管課	目標達成度
29	市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課・ 公民館	A
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進	公民館	
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承			
主要事業		事業主管課	目標達成度
33	史跡・文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開	郷土博物館・ 図書館	

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	1 豊かな心の育成	施策主管 課長	指導室長 執行 純子
----	-----------	------------	---------------

1 施策のねらい(PLAN)

一人一人の児童・生徒を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

2 背景(PLAN)

●自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められています。児童・生徒一人一人が命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していく必要があります。

●2017(平成29)年3月、「いじめ防止対策推進法」施行3年後の見直しとして、けんかやふざけあいであっても、児童・生徒が感じる被害性に着目し、いじめを認知するなど、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。2016(平成28)年度の全国いじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても、2017(平成29)年度の認知件数が過去最多となりました。いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

●「特別の教科 道徳」の全面実施(小学校は2018(平成30)年4月1日、中学校は2019(平成31)年4月1日)を踏まえ、答えが一つでない道徳的な課題に対し、児童・生徒が主体的に向き合い、考え議論する道徳授業への転換を図るため、具体的な授業の充実に取り組んでいく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
1	命の教育の推進 (指導室)	「命」の授業の実施や「いのちと心の教育」月間を通して自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる、心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 (指導室)	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、心のバリアフリー教育を推進します。
3	道徳教育の推進 (指導室)	道徳の教科化を踏まえ、児童・生徒が主体的に深く考え、議論するなど、道徳授業の質の向上を図ります。また、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。
4	体験活動の推進 (指導室)	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性、社会性、協調性の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 上段：小学生、下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	100%	95.2%	96.9%	96.2%	-	-	-
	100%	92.8%	94.5%	92.9%	-	-	-

評価結果		評価理由
B	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。
		「調布市防災教育の日」における「命」の授業や「いのちと心の教育」月間の実施や移動教室、修学旅行、職場体験等、豊かな心を育成するための取組を着実に推進できた一方で、成果指標の値については、基準値を上回ることができたが、昨年度の数値を下回ったため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
1	命の教育の 推進 (指導室)	<p>○「調布市防災教育の日」及び「いのちと心の教育」月間の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校で「調布市防災教育の日（4月27日）」及び「いのちと心の教育」月間（12月）に実施する「命」の授業の取組を継続し、子どもたちの災害時における自助・共助の意識及び生命尊重、人権尊重の意識を醸成する取組が充実できた。 <p>○SOSの出し方教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校で児童・生徒が自殺予防に関する知識を身に付けるため、SOSの出し方に関する授業を行った。 <p>○児童・生徒に対する普通救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第6学年の全児童（1,779人）、中学校第3学年の生徒（900人）が、心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを身に付けることができた。 <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、3月に予定されていた第三中学校・第七中学校の普通救命講習は中止</p> <p>○教員に対する上級救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規156人、更新119人の教員が受講した。 ・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制が構築できた。 <p>○応急手当普及員講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校2人以上の教員が資格を所持し、救命救急に関する知識を児童・生徒及び教員に還元する体制を維持することができた。
2	人権教育の 推進 (指導室)	<p>○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する人権課題に重点を置き、年間3回いじめに関する授業を実施し、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図った。 ・調布市教育シンポジウムのテーマを「調布市の障害者理解教育の推進」とし、各小・中学校における障害者理解教育や特別支援教育、特別支援学校との交流、特別支援学校との副籍事業、パラアスリートを招いたパネルディスカッション等を行い、教職員や保護者の人権意識の醸成を図った。 ・「人権教育プログラム（平成31年3月東京都教育委員会）」及び「いじめ総合対策【第2次】（平成29年2月東京都教育委員会）」を活用した校内研修を実施した。 ・オリンピック・パラリンピック教育を通して育成する「障害者理解」の資質の育成に向けて、都立特別支援学校と連携し、「交流及び共同学習」「副籍交流」等の取組を実施した。 <p>○教育委員会において年4回の人権教育推進委員会を開催し、東京都人権尊重教育推進校（第二小学校）の取組を共有した。</p> <p>○指導室や指導主事が各小・中学校を訪問した際に、人権に配慮した指導に係る助言を行った。</p> <p>○平成30年度に作成した調布市人権教育指導資料を、人権教育推進委員会の研修資料として活用するとともに、各学校における人権教育の授業で活用した。</p>
3	道徳教育の 推進 (指導室)	<p>○小・中学校全校で道徳授業地区公開講座（都事業）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での取組を周知するとともに、保護者・地域と連携した道徳教育を推進することができた。（保護者等の参加は9,835人、小学校9,428人、中学校4,77人） <p>○「特別の教科 道徳」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心の教育」月間（12月）において、各学校が外部講師を招へいするなどして「生命尊重」を扱った授業を実施し、保護者及び地域へ公開した。 ・8月に中学校教員を対象にした研修（外部講師を招へい）を実施し、授業のねらいやその後の学習活動を明確にするための学習指導案を作成・協議した。 ・「ふれあい月間（6月・11月・2月）」において、小・中学校全校でいじめに関する指導を実施した。
4	体験活動の 推進 (指導室)	<p>○様々な体験活動を通じて、児童・生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第5学年児童全員を対象とする八ヶ岳移動教室の実施（1,849人参加、2泊3日） ・小学校第6学年児童を対象とする日光移動教室の実施（1,853人参加、2泊3日） ・特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施（1泊2日） ・中学校第1学年生徒を対象とする木島平スキー教室の実施（1,350人参加、2泊3日） ・中学校第2学年生徒を対象とする職場体験の実施（1,294人参加、5日間） ・中学校第3学年生徒を対象とする修学旅行の実施（1,272人参加、2泊3日） ・連合音楽会の実施（小学校第5学年：12月5日～6日 中学校各校代表生徒：11月6日） ・環境教育の推進（野川クリーン作戦、多摩川を利用した自然体験学習等） ・中学生走り方教室の実施（1回） ・小学生タグラグビー大会の実施（小学校全校出場）

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	2	確かな学力の育成	施策主管 課長	指導室長 執行 純子
-----------	----------	-----------------	--------------------	-----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

新たな学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力の育成や新しい時代に求められる社会の様々な変化に対応できる生きる力を育成します。

2 背景(PLAN)

●近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速的となり、AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）の活用等、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展しています。このような予測できない社会の変化に対し、積極的・主体的に関わり合い、他者とともに課題を解決していく資質・能力を育成する必要があります。

●2017（平成29）年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されます。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が必要とされています。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を習得するなど、確かな学力を育成する必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
5	基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学び意欲の育成 (指導室)	少人数・習熟度別指導等による「できる」「分かる」までの指導や、一人一人の児童・生徒の主体性を重視する指導、個に応じたユニバーサル・デザインの視点に立った授業改善等により、児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。 理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大させ、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図ります。
6	ICT機器の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	児童・生徒用のタブレット端末等、ICT機器の整備・活用により、主体的な学び、魅力ある授業づくりを推進し、情報活用能力を育成します。社会が情報技術によって支えられていること、プログラムが社会の発展に大きく貢献していることなどについて、東京都教育委員会や専門機関と連携した取組等により理解を深めるとともに、プログラミング的思考（論理的に考える力）を育成します。 また、携帯電話、スマートフォンやインターネットなどによる、いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 (指導室)	外国人英語指導講師（AET）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。オリンピック・パラリンピックの歴史、理念、参加国の文化等の学習を通じ、異文化や障害者に対する理解を深めるとともに、自他を認め、尊重し合う心を育成します。また、調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに、オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。
8	学校図書館の活用推進 (指導室)	各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで、図書を購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段：小学生，下段：中学生	3.0pt	2.4pt	1.1pt	9.6pt	-	-	-
	3.0pt	0.1pt	0.2pt	5.8pt	-	-	-
「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査 上段：小学生，下段：中学生	80.0%	78.6%	70.8%	71.1%	-	-	-
	80.0%	74.6%	65.5%	65.8%	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。

・教員用タブレット端末の整備や、統合型校務支援システムの導入、令和2年度から小学校で実施されるプログラミング教育に向けた取組等、確かな学力を育成するための取組を着実に推進することができたため。
・成果指標の値については、「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合は昨年度に比べ上昇し、基準値に近づくことができたことに加え、東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数が小学生では8.5pt、中学生では、5.6pt増加したため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
5	基礎的知識・ 技能, 学習満 足度の向上と 学ぶ意欲の育 成 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施 ○指導室や指導主事の学校訪問や教務主任会における新学習指導要領の周知・徹底, 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のための指導主事等による指導・助言 ○幼・保・小及び小・中連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携推進協議会を開催し, 幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を共有した。 ・幼保小連携推進協議会の分科会において, 小学校の授業観察を行うとともに, 児童の実態を踏まえた連携のあり方について検討した。 ・小学校に入学する家庭を対象に, 校長による講演会を開催し, 4月の学校の教育活動や身に付けて欲しい力等について説明を行った。 ・中学校の教員が小学6年生に対して授業を実施するとともに, 小学校の授業を参観するなど, 小中連携の充実を図った。 ○地域学校協働本部における学習活動支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後学習教室や授業補助を行い, 課題のある学習について意欲的に取り組んだ。 ○少人数指導講師の配置, 科学センターの運営等による理数教育の充実 ○障害の有無にかかわらず, 全ての児童・生徒に分かりやすいユニバーサル・デザインの視点に立った授業改善に取り組んだ。 ○日本語指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの帰国してきた児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち, 日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週2回程度(全68回)実施し, 延べ1, 793人の児童・生徒が参加した。 ・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常生活語等の基本的な日本語の指導を行う日本語指導臨時講師を学校に派遣し, 延べ24人の児童・生徒が活用した。
6	ICT機器の 整備・活用と 情報教育の推 進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT教育推進委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から小学校において新学習指導要領が全面実施されることを踏まえ, 具体的なプログラミング教育に関する理解を深めるため, 全小学校がプログラミング教育研究校の発表会へ2回参加した。 ・児童用タブレットに関するソフトの検討を行うため, 5つの企業と連携を図り, 小学校プログラミング教育に関する教材体験研修を実施した。 ○校務支援システム検討委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度からの校務支援システムの運用に向けて, 小・中学校代表校長や主幹教諭を委員とした校務支援システム検討委員会を3回開催し, 通知表や出欠席の様式や入力規則等について検討を進めた(令和2年3月から一部運用開始)。 ・令和2年3月に, システム開発業者による巡回研修を実施した(小・中学校全校) ○教員のICT活用能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・教員に対してICT活用に関する意識調査を実施し, ICT機器が不得手, 8月にタブレット端末の使い方や授業での活用方法等に関する研修を実施した。
7	グローバルな 人材の育成と オリンピック ピック教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・世界ともだちプロジェクトによる関連国の大使館(サウジアラビア, トーゴ, アイルランドなど)との交流や総合的な学習の時間における調べ学習, 給食の献立コンテストなどの学習を通して国際理解を図った。 ○英語教育推進委員会における研究等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育推進リーダーの授業を参観する研修を行うなど, 英語及び外国語活動の指導方法の改善を図った。 ・小学校低学年における外国語活動の指導方法を検討するため, 研究授業を実施するとともに, 中学年につなげる外国語活動の在り方について, 外部講師を招へいした研修を実施した。 ○グローバルな人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人英語指導教師(AET)を活用した授業を小・中学校全校で実施した。 ○オリンピック・パラリンピック教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・取組を小・中学校全校のホームページに公開し, 各校の取組の充実・啓発につなげた。 ・調布市教育シンポジウムにおいて, 車いすバスケットボール日本代表選手等を招へいし, 「障害者理解」教育につなげる講演会及び座談会を実施し, 保護者や学校関係者への機運醸成を図った。 ・小・中学校全校の教員を対象に, オリンピック・パラリンピック教育に関する連絡会を1回実施した。 ・市内の「武蔵野の森総合スポーツプラザ」で開催された車いすバスケットボール世界大会等, パラリンピック競技を観戦した。(小学校5校, 中学校2校の児童・生徒)
8	学校図書館の 活用推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館の活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の学校図書館運営連絡協議会を開催し, 図書主任・司書教諭と学校図書館専門嘱託員との連携を強化したことで, 児童・生徒の読書活動や学習支援の充実につなげた。 ・各校において, 図書主任及び学校司書が学校図書館マニュアルを作成した。 ○学校図書館専門嘱託員の配置と研修の実施 ○学校図書館支援センター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館運営連絡協議会において, 学校図書館の活用方法を共有した。 ・学校図書館専門嘱託員の業務をサポートするなど, 学校図書館運営の支援を行った。 ○調布市立図書館と連携したレファレンス等の実施 ○学校図書館専門嘱託員と司書教諭との連携による読書活動の推進 ○小・中学校全校における学校図書館全体計画及び年間指導計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の運営計画の方針に基づき, 各学校が自校の学校図書館全体計画及び年間指導計画を定めたことにより, 季節ごとの掲示の工夫や社会との関連, 教育活動との関連が図られ, 児童・生徒の読書活動や学習支援の充実につなげた。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
5	基礎的知識・ 技能、学習満 足度の向上と 学ぶ意欲の 育成 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の充実を図る。 ○教務主任会において、小学校の学習評価を実施していく上での課題と成果を明らかにし、次年度の中学校の学習評価につなげていく研修を実施する。 ○新型コロナウイルス感染防止対策を講じた授業改善 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため長期間にわたって臨時休校となったことを踏まえ、自己の考えを表現する学習は家庭学習にするなど、授業では感染防止対策を講じた対話的な学習が行えるよう、学校に指導・助言を行う。 ・感染対策を講じた授業が実施できるよう、感染症ガイドライン（教育活動編）を作成する。 ○幼・保・小及び小・中連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員が幼稚園・保育園を訪問し、小学校入学等においては把握した園児の実態に則した指導ができるよう検討する。 ・中学校区単位で不登校の未然防止の取組について検討する。 ○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域人材等による放課後学習教室や授業補助を行い、児童・生徒の学習支援の充実を図る。 ○少人数指導講師の配置、科学センターの運営等による理数教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒個々の学習課題に対応できるよう全学年において少人数学習を推進する。 ・科学センターにおいて市内の私立高等学校や企業から講師を招聘し、実験を中心とした講座を9回開設する。 ○日本語指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。
6	ICT機器の 整備・活用と 情報教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○各小・中学校におけるタブレット端末の活用率実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の授業時におけるタブレット端末活用状況調査を毎月1回実施し、その結果を校長会を通じて共有することなどにより、活用率向上につなげる。 ○小学校におけるプログラミング教育の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスへの対応として前倒しされた、文部科学省の「GIGAスクール構想」に則り、令和2年度中に、児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備する。 ・新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業に備え、家庭でオンライン学習ができるよう、通信環境整備の検討を行う。 ・児童用タブレット端末に導入するプログラミング教材に関する研修会を実施する。 ・企業と連携し、年間を通じたプログラミング教育の研修を実施する。 ○中学校プログラミング教材の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育推進委員会において、令和3年度生徒用タブレット端末に導入するプログラミング教材について検討する。 ○校務支援システムの活用研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校において、成績処理、出欠処理などの研修を実施し、学校における校務支援ソフトの活用に関する支援を行う。
7	グローバルな 人材の育成と オリンピック ・パラリン ピック教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人英語指導講師（AET）を活用した授業実践の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において、教員が作成した指導計画を基に、AETの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導を実施する。 ○小学校英語教育推進委員会の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の全面实施に伴い、高学年の外国語科の取組や中学年から高学年へのつながりを意識した指導など、研究授業による検討を行う。 ○グローバルな人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・世界ともだちプロジェクトによる各国の大使館との交流活動や総合的な学習の時間による調べ学習など、国際理解教育の充実を図る。 ○オリンピック・パラリンピック教育連絡協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・2021年の東京2020大会の実施に向けて、今年度のオリンピック・パラリンピック教育の在り方について周知し、取組の充実を図る。
8	学校図書館の 活用推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校の学校図書館運営体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の学校図書館運営連絡協議会における研修の実施及び各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づく、学校図書館の活用の推進を図った。 ・図書主任・司書教諭が主導する学校図書館運営の促進 ・各校において学校図書館マニュアルを運用する。 ・学校と中央図書館を結ぶ図書館システム電算との統合を検討する。 ○学校司書の資質・能力の向上及び司書教諭・図書主任との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに、司書教諭（図書主任）による授業支援等による学校図書館の体制を整備する。 ○市立図書館の活用及び連携 <ul style="list-style-type: none"> ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い、日ごろから団体貸し出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど、市立図書館との連携を推進する。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	3 健やかな体の育成	施策主管 課長	指導室長 執行 純子
-----------	-------------------	--------------------	-----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

健康の保持増進, 体力の向上や食育の取組に加え, 規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて, 健やかな体を育成します。

2 背景(PLAN)

●2017(平成29)年度東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査における調布市の結果は, 前年度との比較では全体的に向上しましたが, 各種目の合計である体力合計点が東京都平均に達していない学年があります。体力は, 人間のあらゆる活動の源であり, 健康な生活を営む上で重要であることに加え, 物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており, 人間の健全な発達・成長を支え, より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。子どもの時期に活発な身体活動を行うことは, 成長・発達に必要な体力を高めることはもとより, 運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い, 病気から身体を守る体力を強化し, より健康な状態を作っていくことにつながるため, 学校における体育活動を通じて, スポーツの楽しさに気づかせることも, 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。

●近年, 偏った栄養摂取, 朝食欠食といった食生活の乱れや, 肥満・痩身傾向など, 子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ, よく動き, よく眠る」(調和の取れた食事, 適切な運動, 十分な休養・睡眠)という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け, 子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り, 育て, 働きかけていくことが必要とされています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
9	体力向上への支援 (指導室)	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査の結果を分析し, 課題を明確にしたうえで, 体育授業の改善, 「一校一取組, 一学級一実践」運動, コーディネーショントレーニング, オリンピック・パラリンピック教育推進校(小・中学生全28校が東京都教育委員会から指定)としての取組や, 小学生ラグビー大会の実施, 中学生「東京駅伝」大会への参加など, 体育・健康に関する取組を学校全体で展開し, 児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに, チームワークや連携・協力の意識の醸成を図ります。 また, 学校支援地域本部(地域学校協働本部)の取組として, 水泳指導員や運動部活動における外部指導員等, 地域人材等の更なる活用を推進します。
10	食育の推進 (学務課, 指導室)	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し, 生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう, 食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに, 地場農産物の活用, 給食の時間を活用するなど, 学習活動や家庭・地域との連携を図りながら, 食育を推進します。 また, 学校だけでなく, 市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで, 児童・生徒の食育を推進します。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段:小学生, 下段:中学生		東京都の平均を上回る	▲2.5pt	▲4.4pt	▲4.7pt	-	-	-
			▲2.7pt	▲1.7pt	▲6.7pt	-	-	-
体育の授業における, 体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力・運動習慣等調査(児童・生徒質問紙調査)		75.0%	71.5% 69.3%	72.3% 69.9%	75.2% 72.5%	-	-	-
上段:小学生(上段男 下段女)		70.0%	62.0% 58.2%	67.5% 61.5%	58.9% 58.2%	-	-	-
下段:中学生(上段男 下段女)								
評価結果		評価理由						
B	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。						
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。						
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。						
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。						
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。						

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
9	体力向上への 支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○一校一取組 ・各小・中学校が体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、各学校において毎日もしくは週に1回程度実施した。 ・小・中学校全校において年1回以上、アスリートとの交流等の運動に関する取組を推進することができた。 ○コーディネーショントレーニング拠点校(第二小学校)の研究成果を、小学校全校で共有するための研修実施 ○体力調査の結果を踏まえた授業改善への指導・助言 ・体力調査の結果を踏まえ、児童・生徒が目標を達成することの重要性について、校長会や学校訪問の際に指導し、授業改善を図った。 ○「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」を活用した運動する機会の確保 ・小学校全校から各校1チーム以上の児童が参加した小学生タグラグビー大会を開催した。 ・中学校2年生を対象とした走り方教室(2回実施)を開催した。 ○地域学校協働本部事業 ・地域学校協働本部の事業を活用し、部活動外部指導員を中学校全校で延べ23種目の部活動で活用した。
10	食育の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における食育の実践 ・小・中学校全校において、食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づき、指導することができた。 ・給食食材の観察や皮むき等の体験、食材を生産している農家の見学など、地場農産物を活用した学習活動を実施することができた。 ・小学校の教職員向け「食に関する指導(平成31年3月改訂版)」に基づき、各小学校で食物アレルギーに関する指導を行うことができた。 ・メニューに適した食器・食具の充実として、小学校4校・中学校2校にフォークを導入した。 ○教育委員会主催・市との共催による食育推進事業の実施 ・教育委員会主催の親子料理教室を7月及び8月に4日間開催し、親子で食育について理解を深める機会を提供し、49人(24組)が参加した。また、市・教育委員会の共催で、7人制ラグビー日本代表を講師に招き「7人制ラグビーから学ぶアスリートを育てる食の秘密」をテーマに食育講演会を実施した(63人来場)。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
9	体力向上への 支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○資質・能力の育成を目指した授業改善 ・児童・生徒が単元の目標を明確に理解したうえで、目標の実現を意識しながら学べるよう、指導・助言を行う。 ○新型コロナウイルス感染対策を講じた授業改善 ・臨時休業明けの学校再開当初は一人でできる体づくりや体ほぐしを十分に行うことを指導するとともに、感染防止対策を講じながら、段階的に体力向上の取組が実施できるよう学校へ指導を行う。 ○コーディネーショントレーニングの充実 ・小学校の体育科、中学校の保健・体育科の年間指導計画に位置付け、年間を通して実践していく。 ○オリンピック・パラリンピック教育と関連させた学習の充実 ・オリンピック・パラリンピック競技から体の動かし方を学ぶとともに、動きの基本となる運動技能を習得するため、小・中学校全校で各学年1回は、体づくり・体ほぐしの運動を取り入れる。 ・一校一取組の一つとして、児童・生徒の運動時間・機会の確保に努める。 ○「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」を活用した運動をする機会の確保 ・小・中学生の走り方教室を年1回、調布市体育協会との共催で実施し、体力の向上を図る。 ○地域学校協働本部事業の活用 ・中学校の部活動において外部指導員を活用し、基礎体力の向上及び専門的技能の習得を図る。
10	食育の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○給食時間の活用 ・各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに、地場農産物を給食で使用するなど、学校と市内農家の連携した取組を継続する。 ・食物アレルギー対応マニュアル等を活用し、中学校の教職員及び生徒に対してアレルギー指導機会の充実を図る。 ・食器・食具の充実に向けて、引き続き、環境が整った学校から、段階的にフォークの導入を進める。 ○親子料理教室の継続実施 ○食育講演会の実施 ・庁内関係部署と連携を図り、市民を対象とした食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	4 個に応じたきめ細かな支援	施策主管 課長	指導室長 執行 純子
-----------	-----------------------	--------------------	-----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

2 背景(PLAN)

●調布市では、2015（平成27）年度に策定した調布市特別支援教育全体計画（改定版）に基づき、2016（平成28）年度から、支援が必要な児童が通級指導学級設置校に通う体制を改め、通級指導の拠点校から教員が巡回し、在籍校で支援が行われる校内通級教室を小学校全校に設置しました。引き続き増加傾向にある、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、一人一人の個性を尊重し、求められる教育ニーズに対応するため、「調布市特別支援教育推進計画」に基づき、校内通級教室の体制の充実、教員・保護者・地域の障害に対する理解啓発等の取組について、関係機関等と連携を図りながら推進していく必要があります。

●2016（平成28）年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し、国・地方公共団体の責務が規定されました。法の施行を受け、調布市では、2018（平成30）年4月に、全国初の分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開校し、不登校生徒に対して、普通教室に相当する教育の機会を確保する取組を開始しました。不登校状態にある児童・生徒数は、調布市においては増加傾向にあり、その要因や背景も多様化しています。不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに、適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の運営等、子ども一人一人の実状に合わせたきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

●2014（平成26）年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、生まれ育った環境により将来が左右されることがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要であることが規定されています。また、学校を子どもの貧困対策のプラットホームと位置づけて総合的対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図ることとしています。調布市においても生活困難層が存在する実態を踏まえ、支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
11	特別支援教育の推進 (指導室)	特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の能力を最大限伸ばすため、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成やスクールサポーターの活用、専門家チームによる巡回相談の実施等、全ての学校で特別支援教育を推進します。また、就学前の教育・保育を小学校に、また、小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、就学支援シートの活用や幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携に加え、子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。
12	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	不登校児童・生徒に対して、小集団での学習・活動の場を通じた対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や、市の関係部署、関係機関・団体と連携した取組等による支援を進めます。また、適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。
13	いじめ、虐待の防止と対応 (指導室)	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室（教育相談所）	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。
15	児童・生徒の貧困への対応 (指導室・学務課)	教育支援コーディネーター室に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実や、関係機関とのネットワークを通じた連携、就学援助制度による支援を継続します。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	90%	76.5%	76.5%	78.1%	-	-	-
上段：小学生、下段：中学生	90%	53.7%	53.7%	57.4%	-	-	-

評価結果		評価理由
A	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。
		・特別支援教育推進計画に基づく、全中学校への校内通級教室の設置や、中学校校内通級教室拠点校の1校増設、適応指導教室「太陽の子」の新設施設への移転等、個に応じたきめ細かな支援に向けた取組を着実に推進することができたため。 ・成果指標についても、前年度より数値が向上し、目標値に近づくことができたため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
11	特別支援教育の推進 (指導室)	<p>○調布市特別支援教育推進計画に基づく取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内通級教室を中学校全校に設置するとともに、中学校の校内通級教室拠点校を1校増設し、各校の環境及び教材整備を行うことで、指導体制の充実を図ることができた。また、小・中学校の校内通級教室の全教員を対象とした研修を3回実施した。 <p>○校内委員会ハンドブックの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内の組織的な支援体制を充実させるため、個別指導計画の立案のための研修を実施するとともに、校内委員会ハンドブックを作成及び配布した。 <p>○外部機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課・放課後等デイサービス事業所との関係者会議を開催し、放課後等デイサービス事業所を利用する児童・生徒の具体的な連携の在り方についての方針をまとめ、小・中学校全校で共有した。また、子ども発達センターとの関係者会議を実施し、情報や課題を共有した。 <p>○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の関係部署や関係団体との連携を図った。 <p>○幼・保・小連携の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた支援の充実を図るため、就学支援シート等を活用し、小1ギャップの解消や配慮が必要な児童へ支援に取り組んだ。 <p>○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を必要とする児童・生徒の支援の充実を図るため、都立調布特別支援学校と連携を図り、ケース会議や若手教員育成研修会を開催した。
12	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	<p>○適応指導教室「太陽の子」における教育環境の整備</p> <p>令和2年3月に、教育会館5階から大町スポーツ施設内に新設した施設へ移転した。</p> <p>○はしうち教室入室ガイドラインの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はしうち教室の入退室手続きを明確にするため、入室ガイドラインを改善し、「入室における学校の手続き(小学校用・中学校用)」を作成するとともに、「調布市立第七中学校はしうち教室入室案内」を作成し、周知した。 <p>○不登校支援委員会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の不登校対策委員の教員を対象に不登校児童・生徒への早期支援等に関する研修を開催し、先行研究の知見に基づいた支援体制の考え方を全小・中学校で共有した。 <p>○不登校プロジェクト(SWITCH)、メンタルフレンド、テラコヤスイッチの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の生徒に対し、相談体制や居場所機能を確保するため、年齢の近い大学生との交流事業を実施した。 <p>○教員の資質向上研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒に対する個に応じたきめ細かな指導につなげるため、個に応じたアセスメントを多面的に検討するとともに、自尊感情測定尺度(東京都版)を活用した研修を不登校対策委員の教員に対し実施した。
13	いじめ, 虐待の防止と対応 (指導室)	<p>○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識を有する者、法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を実施し、いじめの実態から早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに、協議内容を校長会で共有した(年1回)。 <p>○いじめの未然防止, 早期発見, 早期対応における校内推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知の考え方、関係機関との連携等について、生活指導主任会で周知した(年3回)。 ・年3回の「ふれあい月間(東京都6・11月, 調布市2月)」に取り組むとともに、いじめに関する研修を年1回実施したことで、いじめの現状や解消に向けた取組について、小・中学校全校で共有することができた。 ・関係諸機関(多摩児童相談所・東京西法務少年支援センター)が実施する、いじめ等の影響や児童・生徒を取り巻く環境に関する研修を小・中学校全校の教員が受講した。 <p>○子ども家庭支援センター「すこやか」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室 (教育相談所)	<p>○来所相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数455件(前年度比54件減)、主訴改善により90件の相談が終結した。経過の見守り中であった相談の終結による相談件数の減少。新規相談件数113件(前年度比較1件減) <p>○電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数162件(前年度比33件減)、相談者に寄り添い、悩みや不安を傾聴するとともに、解決策について共に考え、相談内容に応じた関係機関等の情報提供を行った。 <p>○就学相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数449件(前年度比25件減)、発達検査実施件数181件(前年度比7件増)、指導室・学務課等と連携し、就学先の決定のほか、個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。 <p>○巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・81件(前年度比15件減)、心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し、専門的な見地から助言等を行った。 <p>○保護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」年3回開催(1回開催中止)、延べ参加人数38人(前年度比30人減)心理の専門家による講演、関係機関による情報提供、保護者同士の意見交換等を行った。
15	児童・生徒の貧困への対応 (指導室, 学務課)	<p>○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を行った。(2,400件)</p> <p>○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」と支援の必要な家庭などの情報共有を行うとともに、年度末の進路指導において、中学3年生を対象に支援事業について周知した。 <p>○進路指導主任会における、進路指導と家庭の貧困に関する研修の実施</p> <p>○就学援助制度の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報・市ホームページ・ちょうふの教育に、就学援助制度に関する情報を掲載するとともに、学校や関係部署と連携し、児童・生徒の保護者に対し、制度案内等を配布することで制度を広く周知した。また、実際に援助が必要な時期に合わせた支給を行うため、新入学予定の保護者に対し、新入学準備金を入学前に支給した。 ・令和元年台風19号被災者に対し、必要な援助を行うため、関係部署や学校と連携し制度を周知した。 ・令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休校としたが、就学援助認定者の経済的負担を軽減するため、3月分の給食を提供した場合と同額の援助費を支給した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
11	特別支援教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市特別支援教育推進計画に基づく取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進に向けた体制整備のため、校内通級教室等における入退室システムを構築するとともに、調布市立学校知的障害学級ガイドラインの策定及び校内委員会ハンドブックの改善を行う、 ○小・中学校における特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における特別支援教育の充実を図るため、通常の学級における個別指導計画と、通級による指導の個別指導計画を共有するシステムを構築するとともに、特別支援教育コーディネーターや校内通級教室・知的障害学級の教員を対象とした研修を実施する。 ○組織体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・指導室に教育支援係を新設し、専任の管理職と指導主事を置く。 ○外部機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の支援に関する情報共有ができるよう、知的障害学級設置校と放課後等デイサービス事業所及び家庭の連携強化に取り組む。 ○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」における連携強化 ○幼・保・小の連携支援の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに、小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。 ○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・都立調布特別支援学校と連携し、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容・方法を工夫する。
12	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室「太陽の子」における教育環境の充実及び入退室手続きの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に大町スポーツ施設内に移設した「太陽の子」の教育環境の充実を図るとともに、入退室に係る手続きを適切に行う。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」によるモデル校としての取組を推進するとともに、不登校に係る支援委員会において支援の内容、課題等について共有する。 ○不登校プロジェクト（SWITCH） <ul style="list-style-type: none"> ・「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続するとともに、当該事業についての検証を行う。 ○教員の資質向上研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「太陽の子」「はしうち教室」の教員を対象とした研修を実施し、不登校児童・生徒に係る教員の資質・能力の向上を図る。
13	いじめ、虐待の防止と対応 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、各小・中学校が記載する「事故・問題行動等報告書」の書式を変更するとともに、学校がいじめに係る事案を迅速に把握し、対応できるように、生活指導主任会において研修を実施する。 ・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、小・中学校全校で共有する。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に関する対応については、引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室 (教育相談所)	<ul style="list-style-type: none"> ○来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相談者に寄り添うとともに、相談者の状況に応じて関係部署と連携を図ることで、主訴解決につなげる。 ○電話相談 <ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安の早期解決を図るため、これまでの心理・教育の専門家に加え、新たにスクールソーシャルワーカーを相談員として、相談者に対して丁寧に対応する。 ○就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・就学先決定後も個に応じた相談・支援を継続するとともに、相談件数の増加に対応するため、土曜日相談を月1回実施する。 ○巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な状況の児童・生徒を支援するため、巡回相談員の構成を見直すとともに、就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。 ○保護者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学校に行きづらい児童・生徒の保護者が一人で悩み、孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を継続する。 ○教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの相談 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における、児童・生徒の相談に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
15	児童・生徒の貧困への対応 (指導室、学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒、家庭への支援の充実 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携、情報交換、中学校卒業生への周知の継続 ○進路指導主任会における、進路指導と家庭の貧困に関する研修の実施 ○就学援助制度の適切な運用の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする方がもれなく申請できるように、制度を周知する。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえつつ、希望する方に必要な援助が行えるよう、柔軟に対応する。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	5 魅力ある学校づくりの推進	施策主管 課長	指導室長 執行 純子
-----------	-----------------------	--------------------	-----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●2015(平成27)年12月の中央教育審議会における答申において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動を「地域学校協働活動」とし、その推進体制を「地域学校協働本部」に発展させることが提言されました。2017(平成29)年3月には、社会教育法が一部改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総がかりによる教育を実現するため、「地域学校協働活動」が法律で位置づけられました。また、2018(平成30)年2月の東京都生涯学習審議会における、「地域と学校の協働」を推進する方策について一中間のまとめの中では、従来の「学校支援地域本部」等から、より一層の連携・協働、一体的活動の充実を図るため、「地域学校協働本部」として段階的に発展させていくことが記載されました。これらの動向を踏まえたうえで、学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し、特色ある学校づくりに取り組むためには、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを推進していく必要があります。

●学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。2017(平成29)年12月、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をとりまとめたことを受け、2018(平成30)年2月に東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げました。
調布市では、東京都教育委員会が掲げた目標を踏まえ、市立小・中学校の働き方改革を実現するため、「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき具体的な取組を進めることとしました。研修等の実施による教員の資質・能力のより一層の向上に加え、心身の健康の保持と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、教員業務の見直しと業務改善の推進等といった働き方改革に取り組む必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
16	地域人材等を活用した教育の充実 (指導室)	これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに、未設置校へ計画的に設置し、様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また、学校関係者による評価の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善につなげます。また、外部指導員の活用による部活動の支援、ゲストティーチャーや学校協力員を活用した教育活動、地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動等を通じて、児童・生徒が豊かな人間性を培い、生き生きとした学校生活となるよう、地域に開かれた学校づくりを進めます。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。 また、教員の人権意識のさらなる高揚を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、子どもの貧困問題、外国(海外)にルーツを持つ子ども、LGBT等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	教員業務の見直し、部活動の在り方や学校徴収金の適正化の検討等、教員の働き方改革を進めます。教員が児童・生徒のための時間を確保し、専門性を発揮できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働本部の設置校		28校	16校 (学校支援 地域本部)	16校	20校	-	-	-
評価結果		評価理由						
A	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。						
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。						
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。						
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。						
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。						
		・地域学校協働本部の4校新設や特色ある学校づくり推進交付金を通じた支援、「調布市立学校における働き方改革プラン」の取組等、魅力ある学校づくりの取組を着実に推進することができたため。 ・成果指標についても、目標値である小・中学校全28校への設置に向けて計画的に地域学校協働本部を設置することができたため。						

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
16	地域人材等 を活用した 教育の充実 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働本部事業に携わる統括コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から統括コーディネーターを配置し、各学校のコーディネーターの育成及び事業運営について適切なアドバイスを行うことができた。 ○地域学校協働本部の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 新たに4校設置（第三小学校・上ノ原小学校・緑ヶ丘小学校・調和小学校） ○地域学校協働本部推進委員会やコーディネーター連絡会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の取組や運営する上での課題について情報交換を行った。 ○東京都主催のフォーラムへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムの内容を小・中学校全校へ周知し、学校運営に生かすことができた。 ○学校評議員・学校関係者評価委員による学校経営の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、学校評議員・学校関係者評価委員会を実施し、経営目標と具体的な取組について共有するとともに、取組状況について協議したことで、学校経営の充実につなげた。
17	特色ある教育活動の 推進 (指導室, 学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校がそれぞれ特色ある教育活動を充実させた。（小学校：環境美化活動、体力向上活動、表彰活動、食育の推進、日本の伝統・文化の体験活動、リソースルームの推進／中学校：重点部活動の活動推進（消耗品購入）、教室環境の整備、地域の清掃ボランティア活動、環境美化活動） ○中学校学校選択制 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の特色や学習の様子などを実際に見学できるように、中学校学校公開日を市報・ホームページで周知した。また、児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している、小学生向けの学校案内（全8校分）の内容を充実させたうえで、小学校6年生全家庭に配布した。 ・自分の個性等に合った学校を希望した者全員の受入れを決定したことにより、個性の伸長につなげることができた。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○「授業改善推進プラン」に基づく取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において東京都の学力テストの結果を踏まえ、課題を明らかにし、授業改善に生かすことができた。 ○指導室による研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・指導室による学校訪問や、経験年数、教科別・課題別の研修や教育経営研究室による初任者対象の巡回指導等において、アクティブ・ラーニング型の研修を実施した。これらの研修を通じて、学校が育成したい資質・能力を明確にした上で学校が「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ることができた。 ○人権教育に係る研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒の多様性について、適切な理解を図ることができた。また、特別支援教育の観点から学習指導・生活指導の在り方を見直す研修等を行い、指導の改善につなげた。 ○調布市教育シンポジウムの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・テーマを「調布市の障害者理解教育の推進」とし、調布市教育委員会の取組を説明するとともに、調布市立学校における障害者理解教育や特別支援教育、特別支援学級との交流、特別支援学校との副籍事業等、パラアスリートを招いたパネルディスカッション等を行い、教職員の人権意識の向上を図った。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室, 学務課, 教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・授業の準備など、児童・生徒のための時間を確保するため、学校の電話受付時間を設定し、電話受付時間外については、自動音声アナウンスを流す取組を試行的に実施（6月から小・中学校各1校、10月から小・中学校28校）し、令和2年度からの本格実施につなげた。 ・学校管理職に対し所属職員タブレット端末の稼働時間について周知した。 ・出退勤システムの導入について検討した。 ○校務改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムを導入し、成績処理や出欠処理、指導要録等のデータを一元化し、校務改善につなげた。 ○給食費等の管理の適正化・効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要なデータの管理や銀行に提出する口座引き落としの請求データ作成などの業務をアウトソーシングした。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
16	地域人材等 を活用した 教育の充実 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度には、新たに第一小学校・富士見台小学校・杉森小学校・柏野小学校に設置する。令和3年度までに小・中学校全校への設置を目指す。 ○地域学校協働本部推進委員会、地域コーディネーター連絡会の定期的な開催 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため委員会が開催できない場合は、新規設置校を中心に統括コーディネーターが訪問し、地域学校協働本部の運営について支援する。 ・管理職やコーディネーター同士の情報共有を図ることで、事業のさらなる活性化につなげる。 ○開かれた学校経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画を着実に推進するため、引き続き、学校評議員、学校関係者評価委員制度を活用する。
17	特色ある教育活動の 推進 (指導室、 学務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働本部の充実による特色ある教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・新規設置校のボランティアや外部講師等に係る報償費を地域学校協働本部事業へ移管し、地域と学校が連携・協働した特色ある教育活動の充実を図る。 ○中学校学校選択制 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや保護者が、適切に学校を選択できるよう、引き続き、必要な情報を分かりやすく提供する。 ・受入定員を定めるなど、学校規模の格差などが極力生まれることのないよう配慮しつつ、子どもたちが自分の個性等にあった学校を主体的に選択することができるよう実施する。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○「授業改善推進プラン」に基づく取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画と関連させ、各教科において育成する資質・能力を明確にする。 ・各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。 ○定期的な学校訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・指導室訪問以外にも学校訪問を定期的にも実施し、指導教諭等の取組を把握し、小・中学校全校で共有する。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別支援計画の立案に対する研修を実施する。 ・通常の学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施する。 ○年4回の人権教育推進委員会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラムを活用し、人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。 ・人権尊重教育推進校（第二小学校）の研究発表会において、取組成果を小・中学校全校に共有する。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、 学務課、 教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の校務支援システムの成績処理や出欠処理、指導要録等の情報に、保健管理機能を加えたシステムを整備し、校務改善につなげ、事務作業の削減を目指す。 ・出退勤システムを導入し、把握した在校時間を踏まえ、様々な在校時間の軽減対策の取組やメンタルヘルス対策についての効果検証に対する検討を行う。 ・全校一斉閉庁日を長期休業中に設定し、休暇を取得しやすい環境整備を行う。 ・令和2年4月から、電話受付時間の設定及び電話受付時間外における自動音声アナウンスを本格実施する。 ○給食費等の管理の適正化・効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・更なる業務の適正化・効率化を図るため、引き続き、必要なデータ管理や銀行に提出する口座引き落としの請求データ作成等、業務のアウトソーシングを進める。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	6 安全・安心な学校づくりの推進	施策主管 課長	学務課長 廣瀬 郷
-----------	-------------------------	--------------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。また、児童・生徒が主体性をもってこれらの災害、事件・事故等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。

●2012（平成24）年12月、調布市立学校において、食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも、2013（平成25）年11月に策定した「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」に基づき、食物アレルギーに関する正しい知識・技術の習得等、再発防止に向けた取組を徹底し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課、指導室)	食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、アレルギー対応専用調理室を給食室の改修工事にあわせ計画的に整備することに加え、校内研修・訓練を実施し、教職員の意識・知識・技能の向上に努めるなど、事故を風化させない取組や、学校における食物アレルギー対策を進めます。
21	安全教育の推進 (教育総務課、指導室)	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。また、セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力の養成を図ります。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課、社会教育課、教育総務課)	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」及び「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、継続的にシックハウス対策を講じ、情報収集に努めることにより、安全・安心な学習環境を提供します。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
調布市防災教育の日の参加者数	30,000人	29,935人	30,933人	30,870人	—	—	—

評価結果		評価理由
A	S	・食物アレルギー対応マニュアルの改訂等の食物アレルギー対策や調布市防災教育の日における児童・生徒への自助・共助意識の醸成、通学路の防犯カメラの増設（20台）等、着実に安全・安心な学校づくりの推進に取り組むことができたため。 ・成果指標についても、目標値である30,000人の参加者数を上回ることができたため。
	A	
	B	
	C	
	D	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食における対応の充実(平成30年度の取組に加え以下の取組を実施, 緊急対応等も同様) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月・12月に発生した誤食事案を受け, 食物アレルギー事故防止対策の更なる強化・徹底を図るため, 専門医師・学校教職員の意見も踏まえ, 対応マニュアルの改訂を行った。 ・緑ヶ丘小学校における給食室改修工事に併せて, 食物アレルギー対応専用調理室の整備を進めた。 ・医師会との連携により, セカンドオピニオンとして, 指定医療機関の受診を勧める取組を継続した。 ○緊急対応, 児童・生徒への食の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの運用を継続し, 慈恵第三病院・狛江市との定期的な会議を実施した。(ホットライン対象施設は, 覚書締結時が177施設, 令和元年度は244施設) ○対外的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応に向けて整備した給食室の設備とその運営について, 他市からの視察の受入を行った。 ・国や他市, 関係団体が開催するアレルギー対応に向けた研修会等に参加して, 調布市の取組事例を発信した。
21	安全教育の推進 (教育総務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市防災教育の日における取組 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練や引き渡し訓練, 避難所開設訓練等を行った。平成30年度に引き続き, 全校統一テーマを「避難所におけるトイレの確保・管理」として市職員主導による訓練を実施し, マンホールトイレ等の設営や避難所における課題について理解を深めた。 ・令和元年台風19号の際に開設した避難所における課題を踏まえ, 令和2年度の全校統一テーマを「避難所開設訓練」として職員研修を実施するなど, 庁内関係各課, 地域, 関係機関等と連携したうえで, 令和2年度の調布市防災教育の日実施に向けた準備を進めた。 ○学校危機管理マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・指導室訪問において指導主事等が各小・中学校の危機管理マニュアルの点検・指導を行った。 ○セーフティ教室 <ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応やSNSが起因となった問題に対し, 児童・生徒及び家庭への注意喚起を行うことができた。 ・調布警察署と連携を図り, 安全教育・指導を推進することができた。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ(小学校:計20台増設, 累計120台)と「啓発用巻き看板」を通学路(公道)上の電柱に増設した。 ・小学校通学路の合同点検(平成24年度に実施した緊急合同点検を定例化)については, 国の「登下校防犯プラン(平成30年度)」を踏まえ, 交通安全・防犯の両面から, 学校, 警察, 道路管理課とともに通学路の危険と思われる場所(計6校24箇所)を点検し, 可能な安全対策を実施した, 令和元年5月に滋賀県大津市で発生した事故を受け, 道路管理課が実施した全小学校通学路の交通安全施設等の緊急点検への協力を行った。 ・令和元年5月に川崎市で発生した児童の殺傷事件を受け, 小・中学校の児童・生徒が集まる場所の点検を行い, 防犯面での安全対策の確認を行った。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の自宅・事業所等を「こどもの家」として2,812箇所登録し, 万一の際の子どもの駆け込み避難場所の確保に努めた。 ・平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震の事案を受け, 小・中学校に設置しているブロック塀のうち, 規定を満たしていないものは改修工事を行った。 ○受動喫煙防止にかかる取組 <ul style="list-style-type: none"> ・調布市受動喫煙防止条例の施行に伴い, 通学路標示板1,676箇所を受動喫煙防止啓発用デザインに更新し, 通学路において子どもに受動喫煙を生じさせないように配慮することを啓発した。 ○学校における室内化学物質対応 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校で学校環境衛生(室内化学物質)定期検査を実施し, 全て基準値未満であることが確認され, 安全・安心な学習環境を提供することができた。 ・改修工事等を実施した際には, 「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を遵守し, 安全な教育環境の確保に努めた。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校措置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月27日に内閣総理大臣の会見で示された全国の小・中・高校等への臨時休校の要請を受けて, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため, 市立小・中学校の臨時休校(令和2年3月2日~25日)を実施した。 ○臨時休校に関連した児童の居場所事業 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校(令和2年3月2日~25日)に関連し, 保護者の就労等により家庭で過ごすことが困難な小学校1年生から4年生までの児童に対し居場所を提供するため, 各小・中学校のユーフールーム等を活用した居場所事業を実施した。 ・12日間実施し, 延べ1,999人の児童が参加した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課, 指導室)	<p>○教職員等への研修・訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する検討委員会等を通して、対応の改善を検討するとともに、正しい知識や技術の習得に向けて、教職員等への研修・訓練の充実について検討していく。 <p>○アレルギー対応にかかる計画的な整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市基本計画に基づき、柏野小学校の給食調理室改修工事に併せた食物アレルギー対応専用調理室の整備、食物アレルギー対応に必要な老朽化した備品・機材の更新等を進める。 <p>○アレルギー対応ホットラインの運用や関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会との連携会議、慈恵第三病院・狛江市との会議等での意見を踏まえ、緊急対応等に関して必要な検討を進めるとともに、関係機関の協力を得て、引き続き効果的な研修を実施する。 <p>○対外的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市等からの視察の受入や研修会での発表依頼に可能な限り対応し、調布市の取組事例の発信に努める。
21	安全教育の推進 (教育総務課, 指導室)	<p>○調布市防災教育の日の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市防災教育の日は、引き続き庁内関係部署、地域や関係機関等と連携したうえで取組を進めていく。令和2年度については、令和元年台風19号の際に開設した避難所における課題を踏まえ、全校統一テーマを「避難所開設訓練」とし、調布市防災対策検討委員会避難所部会や庁内関係部署等と連携して、児童・生徒の自助意識を育むとともに、市職員や地域の防災対応力の向上を図る具体的な取組を検討していく（令和2年度の調布市防災教育の日（4月25日実施予定）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止）。 <p>○教員への危機管理に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教員が学校危機管理マニュアルに則った対応ができるよう校内研修等の推進を図る。 ・生活指導主任会等で「安全教育プログラム（平成31年3月東京都教育委員会）」を指導資料として活用する。 ・学校における事故等の未然防止に向けて、適時・適切な注意喚起を促す通知を発出する。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課)	<p>○通学路の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、周辺住民のプライバシーに配慮しながら、通学路を撮影する防犯カメラの設置を促進することにより、登下校中の児童の安全確保を強化する。 ・全国的に児童が被害にあう事件・事故が発生していることから、学校・道路管理者等と連携したうえで、通学路の合同点検を実施する。また、新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえつつ、合同点検の実施方法についても検討する。 ・「こどもの家」担当者（PTA校外委員等）との連携や、市報・ホームページ、社会教育情報紙「コラボ」等を活用した普及啓発に努める。 <p>○シックハウス対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査を実施し、児童・生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。 <p>○新型コロナウイルス感染症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにより休業した学校の再開にあたっては、教職員・児童・生徒への衛生指導等十分に留意し、学校施設の消毒・換気の徹底等、必要な対策を講じる。 <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休校に関連した児童の居場所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度も居場所事業を実施する場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限留意し、適切に運営していく。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	7	学校施設整備の推進	施策主管 課長	教育総務課 施設担当課長 関口 幸司
-----------	----------	------------------	--------------------	-----------------------------------

1 施策のねらい(PLAN)

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学習できるよう、学校施設の整備を推進します。

2 背景(PLAN)

●調布市では、市の人口増加の影響を受け、児童・生徒数も増加傾向であり、今後もその傾向はしばらく続く見込みであることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。

●学校施設の老朽化対策として、実際の校舎の寿命がどの程度であるかを判断した耐久性調査の結果を踏まえ、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、児童・生徒が学校内で安全・安心に生活ができるよう、「調布市学校施設整備方針」に基づき、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。

●学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となるだけではなく、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化や避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●学校施設における空調設備については、2011（平成23）年度に全普通教室への空調設備の整備が完了し、2018（平成30）年度に全特別教室への空調設備の整備が完了しました。

また、体育館における空調設備については、第五中学校で2017（平成29）年度に工事完了、2018（平成30）年度から共用開始となり、市立小・中学校で初めての設置となりました。今後は、児童・生徒の熱中症対策や避難所機能の充実を図るため、各校の体育館に空調設備を計画的に整備していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
23	老朽化・長寿命化対策等の推進 (教育総務課 施設担当)	計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、施設の建替えや長寿命化など、中・長期的な視点に立った対応を進めます。また、緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めます。 避難所としての重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。
24	不足教室への対応 (教育総務課 施設担当)	児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策を実施するなど、学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	快適な教育環境の整備 (教育総務課 施設担当)	学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、夏季の暑さ対策・熱中症対策として、体育館の空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に取り組みます。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合		屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	—	—	—
評価結果		評価理由						
A	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。						
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。						
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。						
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。						
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。						

●老朽化対策としての計画的な維持保全や快適な教育環境の整備として、体育館への空調設備の整備等、学校の施設整備を着実に推進することができたため。
●成果指標についても、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備が予防できている学校の割合100%を達成できたため。
●不足教室対策として、普通教室の整備や児童・生徒の教育環境を保全する取組ができたため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
23	老朽化・長寿命化対策等の推進 (教育総務課 施設担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の維持保全 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持保全を実施し、安全で良好な施設環境を保持した。 ・学校施設に不具合が生じた際には、原因等の調査を踏まえた的確な修繕を実施した。 ・第二小学校・滝坂小学校・多摩川小学校において、避難所機能の充実にに向けた整備を実施した。
24	不足教室への対応 (教育総務課 施設担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・児童数の増加に対応するため、滝坂小学校において普通教室への改修工事を実施した。また、第二小学校で、リース契約による仮設校舎の増築を実施した。 ・若葉小学校について、今後不足する普通教室等の増築に向けた基本構想を策定した。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市長部局では、児童及び生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として、「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」を制定し、今後、児童・生徒の増加に伴い、教室を確保することが困難な通学区域に対して、住宅開発等の指導指針を定めることにした。また、当該要綱に基づき、小学校7校の学区を教室確保困難通学区域に指定した。
25	快適な教育環境の整備 (教育総務課 施設担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○学習環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の適切な維持管理を実施し、快適な教育環境の整備に努めた。 ・夏季の暑さ対策・熱中症対策のため、体育館の空調整備において、調布中学校・神代中学校・第三中学校（第一体育館）・第六中学校・第八中学校の5校で工事を実施した。小学校については、令和2年度以降に整備工事の実施を予定している、7校の設計を実施した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
23	老朽化・長寿命化対策等の推進 (教育総務課 施設担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境の保持に努める。 ○「調布市学校施設整備方針」に基づく老朽化対策等を実施する。 ○計画的に避難所機能の充実を図る。
24	不足教室への対応 (教育総務課 施設担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒数の増加への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事を実施する。 ・児童・生徒数の変化を見据え、仮設を含めた校舎の増築等を実施する。
25	快適な教育環境の整備 (教育総務課 施設担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の快適な教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末までに、中学校の体育館への空調整備が完了する予定である。小学校については、令和3年度末までに別途、体育館の改築を予定している若葉小学校を除く19校への整備が完了する予定である。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	8	青少年の育成	施策主管 課長	社会教育課長 源後 哲郎
----	---	--------	------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

2 背景(PLAN)

●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。

●調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成等の支援を行います。 また、社会教育及び家庭教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭の教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士の交流を図ります。 また、自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識を高めます。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
リーダー養成講習会の参加者数	1,400人 (4か年累計)	360人	361人	338人	-	-	-

評価結果	評価理由
------	------

B	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。	・社会教育情報紙「コラボ」の発行やリーダー講習会の実施、調布っ子“夢”発表会の開催等、青少年を育成する取組を着実に推進することができたが、成果指標については、参加者数が昨年度から減少し、目標値の4か年累計の平均値である350人を下回ったため。
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。	
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。	
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。	
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育セミナーの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続きPTAの負担軽減のため、必要書類に「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校に送付した。 ・令和元年度セミナー開催9校(前年比1校減) 総参加者数464人(前年比173人減) ○社会教育情報紙「コラボ」の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・年3回、各号18,270部発行、市内小・中学校の各家庭数に配布、その他関係各課に配架した。 ・市ホームページにも紙面を掲載することにより、子どもに関わる地域の大人へ広く、社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダー講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー講習会登録者23人、シニアリーダー講習会登録者数21人、レクリエーション講習会参加者44人、ジュニアサブリーダー講習会250人(JL大会修了証授与者)、合計338人の参加があった。 ・令和2年3月に予定していた活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。 ○調布市青少年表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は市内各地域におけるジュニアサブリーダー講習会の運営に携わるシニアリーダー講習会受講生(3人)が被表彰者となる等、地域で活躍する人材の養成につなげることができた。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年交流館の利用者数・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的室及び集会室における団体利用3,780人(396団体)、オープンスペース3,661人、自習室0人、延べ7,441人。 ・CAPSと交流事業を行ったことにより、小学校1年生から高校3年生まで普段関わることが少ない幅広い世代の交流を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3月は2日～25日及び28日～31日を閉館した。 ○調布っ子“夢”発表会の開催 令和元年度テーマ「わたしが考える未来の調布」 <ul style="list-style-type: none"> ・発表者12人(市内小学校6校)、来場者63人 ・開催については、市報やホームページ、SNS、社会教育情報紙「コラボ」への掲載や発表校への案内に加え、実施後はDVDや記録冊子を作成し、発表した児童及び小学校へ配布した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・次年度においても、家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また、開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため、引き続き、社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに、問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで、PTAの負担軽減と支援に努める。 ○社会教育情報紙「コラボ」 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し、地域や家庭の教育力の向上を図る。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会、ジュニアサブリーダー講習会を引き続き実施していく。 ・受講生が減少傾向にあることから、これまでの広報媒体(市報、ホームページ、SNS、チラシ、社会教育情報紙「コラボ」、調布エフエム等)を引き続き活用して事業の周知に努める。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年交流館 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が交流する安全な居場所として運営し、青少年の活動のサポートを行っていくほか、今後も居心地のよい雰囲気や専門員の親しみやすい対応、子どもとの距離感の近さなどを重視した運営を行う。 ○調布っ子“夢”発表会 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、駅前再開発や東京2020大会、国際交流、環境、バリアフリー等、様々な視点から自由で夢のある意見発表を行うことで、子どもたちのまちづくりへの参加意識を高めていく。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	9 生涯学習社会への対応	施策主管 課長	社会教育課長 源後 哲郎
-----------	---------------------	--------------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

2 背景(PLAN)

●市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題は複雑化しています。また、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。

●2015（平成27）年12月に内閣府が実施した調査結果によると、学校を出て一度社会人になったあとに大学、大学院、短大、専門学校などの学校において「学んだことがある、学んでみたい」とする人の割合が約半数（49.4%）となっています。人生100年時代を迎えるにあたり、教育と就労を継続するリカレント教育に関連した生涯学習の場や、様々な事情から学び直しを必要とする方に対する機会の提供、充実が求められています。

●図書館や公民館といった社会教育施設を中心に、市民の生きがいをつくり、地域で共生していくための拠点としての機能を充実に、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
29	市民、社会教育団体等の活動への支援 (社会教育課、公民館)	市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、社会教育団体や学習グループの活動を支援することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 (公民館)	公民館において、防災・防犯、消費生活など、生活に必要な知識・技能に関する学習機会の提供を行うほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、学習の機会や活動場所の提供などの支援を通じて、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
社会教育施設（公民館・図書館）の満足度 ※調布市市民意識調査 上段：図書館、下段：公民館	75.0%	68.3%	68.3%	77.9%	—	—	—
	50.0%	41.2%	41.2%	74.8%	—	—	—

評価結果		評価理由
A	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。
		・社会教育登録団体、公民館登録団体等の活動への支援や遊 i n g 等、障害のある方の社会体験活動への支援、地域文化祭の実施、第3次調布市子ども読書活動推進計画に基づく取組等、生涯学習社会への対応に関する取組を着実に推進することができたため。 ・成果指標についても、公民館・図書館、各々の満足度の目標値を上回ることができたため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振返り
29	市民, 社会教育団体等の活動への支援 (社会教育課, 公民館)	<p>○学校施設開放による市民の活動支援(利用日数 延べ5, 742件, 延べ利用者数183, 960人)</p> <p>○各開放運営委員会との連携を図るため, 総合開放運営連絡会を2回開催した。</p> <p>○助成金を活用した学習グループ主催の公開講座の開催(10グループ, 講師謝礼延べ17人, 保育者謝礼延べ25人), 平成30年度学習グループサポート記録の発行(6月)</p> <p>○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係登録団体からの申請に基づき, 7団体へ交付した。 <p>○公民館登録団体等の活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館登録団体については, 公民館施設の使用料を免除している。 ・公民館だよりで, 公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行った。 ・公民館利用団体からの意見・要望等を把握するため, 利用者懇談会, 連絡会を開催した。 ・公民館利用団体の広報活動を支援するため, 印刷機講習会を実施し, ライセンスを発行した。 ・公民館登録団体や成人学級等との共催により, 市民向けの公開講座を実施し, 地域に還元した。 ・公民館主催事業の参加者の中から希望者を集い, 年間を通じたグループ育成, 公民館登録団体の組織化に向けた支援を行った。 <p>※新型コロナウイルス感染防止対策のため, 令和2年3月28日から公民館施設の貸出しを休止した。</p>
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	<p>○遊ing(特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に月1回程度実施) (登録者数16人, 実施回数8回, 延べ参加者数79人)</p> <p>○杉の木青年教室(中学校特別支援学級を卒業した方を対象に月1回実施) (登録者数32人, 実施回数12回, 延べ参加者数423人)</p> <p>延べ参加者数には, 市内外から参加したディスカバーパーティー参加者数222人を含む。</p> <p>○のびのびサークル(特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月2回程度実施) (登録者数16人, 実施回数20回, 延べ参加者数165人)</p>
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 (公民館)	<p>○地域文化祭の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日から11月3日までの期間, 東部公民館, 西部公民館, 北部公民館を会場として, 地域文化祭を開催した。開催にあたっては, 公民館利用団体から委員を選出した実行委員会が運営した。 ・地域文化祭では, 公民館登録団体のほか, 近隣の学校, 地域で活動する団体の催し物の発表も行い, 市民相互の学び合いの活性化, 地域の交流促進を図った。 <p>○各種講座等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和, 国際理解, 歴史, 文学, 福祉, 環境, 健康など, 様々な分野の講座等を実施したほか, 料理やプログラミングなどの体験型の事業, 地域の大学や地域の人材を活用した事業, 地区協議会と連携した事業などを実施した。 ・夏季休業期間中の利用予約のない部屋を「子ども自習室」(子どもの居場所)として開放した。公民館だより, 市報, ホームページを通じ, 各学校の児童・生徒に広く情報を発信した。 <p>※新型コロナウイルス感染防止対策のため, 令和2年2月22日から順次, 各種講座等を中止した。</p> <p>○北部公民館開館30周年事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部公民館が開館30周年を迎え, 記念式典, 記念誌の発行等を行った。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	<p>○第3次調布市子ども読書活動推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど, 子どもの読書活動を計画的に推進した。 <p>※3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため, おはなし会, 小学生読書会を中止とした。</p> <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下を対象としたシールラリーを実施したことで, 12歳以下の新規登録者数, 貸出点数が, シールラリー未実施の平成29年度に比べ, 共に増加した。 ・子どもの育成に係る団体や施設に対し, 利用案内や推薦図書リストを配付し, 団体の利用を促進した。 ・中・高校生対象に「ぶちねこ便」, 「Prime～高校生の今～」を発行するとともに, 市内の都立高校との連携を行ったことで, 高校生の読書への関心を高めた。 <p>※「ぶちねこ便」は, 10月は台風, 3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため, 編集会議・作業を中止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書会への指導員派遣やテキストの貸出しを行い, 市民団体の読書活動を支援した。 <p>※10月実施予定だった, 「初めての方のための読書会」は令和元年台風19号のため中止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童等を対象に, 絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し, 子どもの心の成長を促した。 ・宅配実施回数, 宅配点数は安定した利用によりほぼ横ばいであったが, 来館困難な利用者に資料を届けることができた。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
29	市民、社会教育団体等の活動への支援 (社会教育課、公民館)	<p>○学校施設の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放における運営委託費について、公費の適切な執行の観点から、執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また、安全面の観点から、地域運動会などの運営委員会が実施する事業では、傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。 <p>○学習グループ、社会教育関係登録団体、公民館登録団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学習グループが実施する公開講座において、引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし、グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため、周知・募集期間を十分確保する。 ・社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等、社会教育関係登録団体への支援を引き続き行う。 ・各種教室の開催、成人学級等の募集、公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて、公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。 <p>○「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン（調布市）」を踏まえた感染防止策を講じながら、地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持していく。</p>
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	<p>○様々な社会体験活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため、事業を継続していく。 <p>○ボランティアスタッフの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遊ing」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため、市報や「ふくしの窓」、「えんがわだより」等でボランティアスタッフ募集の掲載を行っていく。また、ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や、継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため、引き続き、市報やホームページで募集の周知を図り、ボランティアスタッフの確保に努める。 ・より安全な運営体制を整えるため、支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 (公民館)	<p>○地域で活躍する人材や団体等との連携を図りながら、地域の特色を生かした事業を展開する。</p> <p>○地域資源の活用を図りながら、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図る。</p> <p>○「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン（調布市）」を踏まえた感染防止策を講じながら、学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持していく。</p> <p>○平日の昼間に公民館を利用できない方も公民館を利用できるよう、土日や夜間帯での講座開催を継続する。</p>
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	<p>○第3次調布市子ども読書活動推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づき、子どもの読書環境の整備、読書活動の支援に取り組む。 <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障害のある児童等がお話の世界を楽しみ、心の成長に資する事業を実施する。 ・市民の読書活動を支援し、図書館の集会・行事活動を促進する。 ・利用支援（旧ハンディキャップサービス）の存在を多くの市民に周知するようPRに努めるとともに、録音図書などの作成・提供、宅配サービスなどを行っていく。 ・新型コロナウイルスの影響による社会的行動変容を踏まえて、非来館型サービスを視野に入れた活動を検討する。

令和2年度 点検・評価シート(令和元年度振返り)

施策	10 地域ゆかりの文化の保存と継承	施策主管 課長	郷土博物館長 福澤 明
-----------	--------------------------	--------------------	----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

2 背景(PLAN)

●市内には、郷土の歴史や文化・自然に関する様々な資料を展示している郷土博物館や、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館、実篤公園等の施設があります。また、2017(平成29)年9月に国宝指定された、深大寺銅造釈迦如来倚像(通称白鳳仏)や国史跡の下布田遺跡、深大寺城跡、国登録有形文化財(建造物)である武者小路実篤旧邸や真木家住宅等の歴史・文化遺産があり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。

●市内に残る有形・無形の歴史・文化遺産について所有者や関係する団体等と協働し、適切な保護と活用に取り組んでいくとともに、学校等と協働し地域ゆかりの歴史・文化への関心を高めていくための事業の実施や、郷土博物館、武者小路実篤記念館の認知度の向上、新たな利用者増加に向けた魅力の創出を図る必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
33	史跡・文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を図り、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。 また、郷土博物館内での授業、博物館学芸員による出前授業、収蔵資料の貸出し等の実施等、博物館と学校との連携を通じて、子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう、郷土学習の取組を推進します。
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 (郷土博物館, 図書館)	郷土の歴史・文化遺産と調布ゆかりの文学・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、その成果を展示し、講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。 図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。 郷土博物館においては、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について、展示・普及事業を推進します。また、郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し、後世に継承していきます。 武者小路実篤記念館においては、実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに、市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって、良質な文化に触れ、豊かな心を育み、郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

4 点検・評価(CHECK)

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数		55,000人	51,292人	52,579人	46,033人	-	-	-
評価結果		評価理由						
A	S	計画以上に目標を達成した。十分に取組成果が得られた。						
	A	計画どおりに目標を達成した。予定した取組成果が得られた。						
	B	概ね計画どおりに目標を達成した。一定の取組成果が得られた。						
	C	目標達成にはやや至らなかった。予定した取組成果が得られなかった。						
	D	目標達成までには至らなかった。期待した取組成果が得られなかった。						

・郷土の歴史・文化遺産と調布ゆかりの文学・芸術活動等の展示や講演会の開催等、実篤記念館における「友情」発表100年に伴う展示や関連事業の実施や学校教育との連携事業として小学校向けの展示パネル作成、図書館における地域や映画に関連した資料の展示等、地域ゆかりの文化の保存と継承に関する取組を着実に推進することができたため。
・成果指標については、入館者数が減少したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業を中止、休館したことによるため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
33	史跡・文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ○国史跡下布田遺跡の保存と整備・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定委員会を開催し(2回), 史跡整備に向けた基本方針等を検討した。 ・史跡内の学術調査を実施し, 重要地点についての調査成果が得られた。 ・史跡内の自然を利用した市民向けの活用事業「縄文の杜プロジェクト千色工房」を開催した。 ○国史跡深大寺城跡の整備・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・見学会を開催し, 史跡の普及・啓発活動を行った。 ○国登録文化財真木家住宅の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・洋館の寄贈に伴い, 既に寄贈されている日本館とともに, 真木家住宅の一体的な維持管理を行った。
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 (郷土博物館, 図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土博物館学習展の開催に合わせた, 市内小学校の見学・体験学習の受け入れを実施した。 ○郷土の歴史・文化遺産, 地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土博物館では, 調布の平成年間を振り返った企画展「調布の平成ー30年の潮流ー」を実施した。また, (公財)調布市文化・コミュニティ振興財団と共催で, 地域ゆかりの彫刻家を紹介した移動展「市川鍔琅・悦也 父子展」を開催した。 ・図書館では, 「地域」や「映画」の資料を収集し, 利用に供するとともに, 保存のためのデジタル化を行った。また, 館内では「水木しげる氏関連資料」の展示, 「映画のまち調布シネマ・フェスティバル」では, 貴重な映画関連資料を展示した。 ○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・武者小路実篤記念館では, 実篤の代表作である「友情」が発表から100年を迎えたことから, 年間を通じてリレー展示や関連事業を実施した。また, 学校教育との連携を図るため, 新たに小学校向けの展示パネルを作成した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
33	史跡・文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ○国史跡下布田遺跡の保存と整備・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園開園に向け, 基本方針を示す整備基本計画を策定する。 ・史跡内の学術調査を実施し, 史跡の本質的な価値を明らかにする。 ・総合学習及び歴史学習に関する史跡の活用について, 学校連携事業を推進していく。 ・自然を利用した市民向けの活用事業「縄文の杜プロジェクト千色工房」を開催し普及活動に努める。 ○国登録文化財真木家住宅の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・真木家住宅の適切な管理を実施するため, 洋館の実測図等を作成する。
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 (郷土博物館, 図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土学習展の開催に合わせた市内小学校の見学・体験学習の受け入れ事業や, 館内外の授業の拡充, 発掘現場見学等を通して, 郷土の歴史・文化への理解を深める機会を提供する。また, 教員との意見交換や研修を通じた連携を進め, 文化財等の学習教材としての活用を検討する。 ○郷土の歴史・文化遺産, 地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土博物館においては, 展示活動, 「子どもはくぶつかん」事業, 市内で新たに指定された文化財を紹介する企画展等の多様な活動を通じ, 郷土の歴史・文化の普及や振興を図っていく。また, 2021年に実施予定の東京2020大会の開催に向け, 1964年の東京オリンピックと調布市や調布市民との関わりを資料とともに紹介する企画展を開催する。さらに, 情報発信の方法を検討し, 収蔵資料データベースの公開やSNSの活用を積極的に進める。 ・図書館においては, 引き続き地域ゆかりの資料を収集・デジタル化し, 各種テーマの展示で活用する。また, オリンピック・パラリンピック関連資料を収集し保存する。 ○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・武者小路実篤記念館は, 市民が文学に一層親しめるよう, 今後も学校教育との連携を深め, 利用促進のための企画・提案をしていく。

5 点検・評価についての有識者からの意見

5 点検・評価についての有識者からの意見

令和2年7月21日（火）に点検・評価について、3人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお、意見書の内容は、有識者会議の時点における点検・評価の評価シート（案）に対する意見・指摘となっており、本書22ページから53ページにわたって記載している点検・評価の各シートは、本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保

施策について

○総評

教育目標の実現の主要を期す34事業の中で指導室が施策主管となる事業（施策1：5事業，施策2：6事業，施策3：3事業，施策4：5事業，施策5：6事業）が23の主要事業の（68％）を担当し成果を挙げている点は評価できる。しかし、働き方改革の点から業務の割り振りを見直す必要がある。

道徳科は2019年（小），2020年（中）から新学習指導要領に従い，教科書を使用してすでに全面実施されているはずであるが，このことについての点検評価が不十分である。

○施策1 豊かな心の育成 について

「考え議論する道徳教育への質的転換を図るため、『具体的な授業の充実に取り組む』とプランには例年明記されるが，取組実績は都事業への保護者の参加人数，12月の「いのちと心の教育」その他の（6，11，12月）のいじめ関連の指導や中学校教員対象の研修（8月）と「事業」の評価はできている。しかし，道徳科では教科書を使用し，評価を行うことになっており，質的転換を図るために何が課題となり，何をしなければ改善されねばならないか，について「授業」の点検・評価がなされていないことが課題である。

○施策2 確かな学力の育成 について

主要事業6にかかわる事業展開が遅い。いずれ教育格差となって顕在化するはずである。よって，喫緊にICT機器の整備・活用に伴う課題と問題点をICT教育推進委員会に報告させる必要がある。

○施策3 健やかな体の育成 について

主要事業10番「食器の充実に向けて段階的にフォークの導入を進める」が昨年度評価，本年度は引き続き，「環境が整った学校から，段階的にフォークの導入を進める」となっていたり，昨年度には記述がなかったアレルギーに関する対応マニュアルの活用，アレルギー指導機会の充実を図るという文言が今年の文書に加筆されており，課と室をまたぐ事業の特徴が出ている。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

令和元年台風19号の被災者対応，新型コロナウイルス感染など休校措置，就学援助認定者の経済的負担軽減への対応が迅速かつ適切に講じられている。また，「第七中学校はしうち教室」の開設など不登校対策委員会の活動が活発に展開されており評価できる。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

教育総務課，学務課，指導室が連携し，教職員の働き方改革として統合型校務支援システムが導入されたことを契機にオンライン化を積極的にすすめ，教職員を一堂に会して実施する定例の各種委員会の回数を削減することを期待する。さらに，都立学校で導入されている管理職への支援員（プロジェクトマネージャー）の導入等も検討を開始していただきたい。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

児童，生徒の安全・安心な学校づくりの推進についての事業（20，21，22）は学務課，教育総務課，社会教育課と指導室が連携協働した成果が顕著に表れており評価できる。

○施策7 学校施設整備の推進 について

快適な教育環境の整備に努めている。

○施策8 青少年の育成 について

新型コロナ禍にあって対面型の講習は計画通りの展開は難しい側面があることは推測できる。調布市のリーダー講習会は実績がある。今後はオンラインでの講習，調布エフエム等を使用しての工夫をより期待する。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

社会教育課と公民館の連携による主要事業第29番の評価法が毎年同じ形式（市民への支援，開催，補助金交付，交付団体の支援）であり，実績を読んで活動場면을想像し，円滑に運営されていると追隨するしかない表記である。活動の息吹が伝わる表現を期待する。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

今後は地域学校協働本部や学校図書館との連携を深めていくために，学務課，指導室とのより密接な連携を期待する。

(2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎

施策について

○総評

令和2年度は，新調布市教育プランの初年度に取り組んだ10施策・34事業の体系に基づいて振り返っていただいた。今回の市教育委員会の所管する事業10施策全体への取組は，ほぼ計画通りに予定した取組成果が得られており，各所管部署

がその取り組みを真摯に点検・評価され、各施策・事業の改善や見直しに取り組まれていることに、敬意と感謝を表したい。

今回の点検・評価の結果見出された課題や方向性に基づき、教育プランの目標達成に向けて、さらに令和2年度以降も確実に取り組んでいていただきたい。そして、総合的な評価が「B」となった施策については、「A」評価とならなかった個々の事業の具体的な取組を見直し、より一層の改善と成果をあげることができるようになっていていただきたい。また、総合的な評価を「A」とした施策についても、その施策を構成する主要事業のそれぞれについて、より充実した取組がおこなわれるよう改善を図り、設定した目標値や基準値を上回って「S」評価を目指せるよう努めていていただきたい。

○施策1 豊かな心の育成 について

市として「命」の授業や「いのちと心の教育」月間を設け命の大切さについて考える機会を設け、また、SOSの出し方に関する授業を行っている取組は大切なことであり、継続していていただきたい。

成果指標である「いじめ」についての回答が中学校において伸び悩んでいる。これは、中学生の中に自分がいじめの被害者として救われなかった経験を持つ者が一定数おり、この項目を肯定できない生徒がいるためと思われる。そのため、一人一人に寄り添う教師の相談的な関わりの充実や、いじめが人権侵害であることを外側から理解させようとする指導ではなく、よりよい学級や学校生活について話し合い皆で考え納得を図る、温かな人間関係を培う集団づくりを大切にしたい取り組みに力を入れていていただきたい。

○施策2 確かな学力の育成 について

各学校や教員の授業改善と指導方法の工夫への取組とともに、学習の基盤となる環境として、市のICT機器や学校図書館の整備等により、学力向上を図るための調査において成果を上げていることは大変素晴らしく、今後もより一層の向上に向けて取り組んでいていただきたい。

特に、令和元年度末から令和2年度当初に新型コロナウイルス感染拡大防止のために取られた休校措置により、少なくなった授業やその内容を補う取組を確実におこなえるよう指導・助言いただきたい。

また、学習指導においては、指標2に対応した総合的な学習の時間の探究的な学習や、各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の指導・助言等に努めていただきたい。

さらに、コロナ禍の中、その整備状況が課題となったICT環境等については、その整備事業であるGIGAスクール事業への対応等、議会の理解を図りながら予算化し、その整備を推進するとともに、教員の活用能力向上を図る研修にも努めていていただきたい。

さらに、学校図書館の活用推進について、その整備のための予算確保とともに、指標2に対応する児童生徒の主体的・探究的な学習に伴って、調べ学習等での活用が図られるよう、教員研修や指導・助言をおこなっていただきたい。

○施策3 健やかな体の育成 について

本市の各学校が継続的に取り組んで来ている「一校一取組・一学級一実践」への取組は特色あるものであり、それ形骸化させることなく、体力向上目標と結び付ける等して取り組めるよう指導・助言していただきたい。

また、コロナ禍の中、運動の場や機会が減少していることから、自らの健康増進のためにスポーツに取り組もうとする意欲や習慣を育てることができるよう、運動に取り組む機会の確保に努めていただきたい。

中学校の部活動の外部指導員の活用については、生徒への教育的配慮もおこないつつ、教員の働き方改革とも相まって推進していただきたい。

さらに、食育の推進については、給食の時間を活用しつつ、指導計画が盛り込まれたものが実効性のあるものとして実施されるよう指導・助言いただきたい。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

本市では、学校教育において課題や困難を抱える児童・生徒に対応する施策として、「特別支援教育の推進」「不登校児童・生徒への支援」「いじめ、虐待の防止と対応」「個に応じたきめ細かな教育相談の充実」「児童・生徒の貧困への対応」をこの施策に一本化し、この施策に重点を置いて支援策・対応策に取り組まれていることに敬意を表します。

これらの課題については、成果指標からは基準値を上回っているものの、個別のケースにおいての対応が必要であり、個々には十分な支援策や対応策が取れていない状況もあるので、今後とも必要に応じた対応や、継続・充実の方向で取り組んでいただきたい。

特に、日本語指導の必要な児童生徒への対応が増加してきていることから、この課題へ対応する事業等の位置付け等、「児童・生徒の貧困への対応」の中でのものでよいか、対応が必要な児童生徒数との関係で検討していただきたい。

コロナ禍の中、自宅での生活時間が多くなったことに伴い、虐待事例の増加が懸念されているので、その実態の把握につとめるとともに、必要な対応や相談がおこなわれるよう取り組んでいただきたい。

「児童・生徒の貧困への対応」については、社会状況の変化に応じた対応策が必要になってくるので、教育委員会と社会福祉関係部署との連携を図った対応が取れるよう、市としての体制の整備・拡充を図っていただきたい。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、学校と地域との連携を図って行くことが欠かせない。学校支援地域本部から地域学校協働本部へと連携協力体

制が拡充・発展していくことになるが、組織として設置されることに加えて、実際に地域と学校が連携した活動が展開させていく必要がある。まずは設置に向けての取組推進、その実効性が発揮されるよう、支援していただきたい。

各学校区の特色ある取組については、その取組を広く市民に理解と協力がえられるように広報するとともに、他地区の協働本部の参考となるよう事例を共有できるようにし、実質的な活動の質の向上が図れるようにしていきたい。

また、学校の教育活動においては、地域と学校を結ぶコーディネーターが十分機能し活躍できるよう支援し、地域課題に関わる総合的な学習を展開する際、学校が気軽に相談できるような体制づくりを支援していただきたい。

教員の指導力等の向上や学校の働き方改革は、各学校の取組とともに市内全体での取り組みの共有化も重要である。そのための市教育委員会としての支援体制を十分におこなっていただきたい。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

安全・安心な学校であることは、学校に子どもを預ける保護者の願いであり、市民の関心も高い施策であることから、この点に関して本市が主要事業として「食物アレルギー対策の推進」「安全教育の推進」「児童・生徒の安全確保の推進」を柱として取り組んでいることは評価出来る。

食物アレルギー対策の推進については、本市における事故の教訓を風化させることなく、対応の確認や研修をおこない、積極的な発信にも努めていただきたい。

安全教育の推進については、学校と地域の連携を図って推進するとともに、児童・生徒自身が自然・交通・人的災害等から身を守る行動を取り、実践的な学習を行えるよう、各学校の指導計画等について指導・助言いただきたい。

児童・生徒の安全確保については、防犯カメラの設置等、予算を伴う対策も拡充しつつ、普段からの点検や安全管理に努めていっていただきたい。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した学校生活の在り方について、市内小中学校の対応について情報共有を図る必要が生じており、市教育委員会においても各学校が適切な対応が取れるよう指導・助言をしていただきたい。

○施策7 学校施設整備の推進 について

学校施設の整備については、計画的に維持・保全に取り組まれており、成果指標を毎年達成し、着実に実施されていることに敬意を表したい。

今後の児童・生徒数の増加に対応した改修・増築工事が見込まれる中、より良い学習環境の中で学習が進められるよう、努めていっていただきたい。

夏季の暑さ対策や熱中症対策としての体育館への空調設備の整備については、コロナ禍の中での避難所となることも想定されるので、議会の理解を得ながら、必要な予算の確保と計画的な整備・拡充が図れるよう取り組んでいっていただき

たい。

○施策8 青少年の育成 について

本市の中・高生の地域活動のリーダーの育成の取組は特色あるものとして評価できるが、その位置付けや広がりから見直しを図る必要あるのではないか。特に、本年はコロナ禍の中、予定した事業が実施できない状況が生じているので、この事業の今後の在り方を検討する機会としていただきたい。

特に、18歳選挙権が実施され、18歳成人が議論される中、青少年の主権者としての意識を高め、社会の一員として役割を担う活動への取組を拡充していきたい。特に、地域の活性化やまちづくりに取り組むNPO等との連携も視野に入れながら、高校生に活躍の場を与えられるような取組を創り出すことができないか検討を進めていっていただきたい。

新学習指導要領においては、令和4年度から高等学校において「総合的な探究の時間」が新設され、地域課題を探究し地域貢献活動への取組が生まれてくることが予想される。そうした取組に対応できるよう準備するとともに、高等学校との連携を図りながら、社会の一員としての役割を担う活動が推進されるよう取り組んでいただきたい。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

生涯学習の機会の確保とその支援は今後とも重要であり、その充実のために地道に取り組まれ、成果指標においても、その満足度が目標値を上回る数値を達成していることに敬意を表します。

今後も、各年代の市民のニーズに応じた学習の機会や場の提供等、継続して支援していっていただきたい。また、障がいのある方の社会活動の支援については、コロナ禍の中、どのような取組が可能か、今後の事業の実施の方向等についても検討をおこなっていただきたい。

年度末から令和2年にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の利用が制限されたり、予定された講座が実施できない状況が生じていたことから、今後の施設の果たす機能や講座の実施の在り方等について検討する機会としていただきたい。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

新型コロナウイルス感染拡大のため休館となり、単に博物館や記念館等の施設の利用者数を増やすということだけでなく、地域の博物館・記念館として果たす役割や情報発信の方法について検討し、見直す機会としていただきたい。

学校との連携においても、来館しての利用や学校に出向いてのアウトリーチ活動などが出来ない中、どのように関わりをもつことができるかを検討し、収蔵内容のICT化を含め、これまでとは違った新たな方法を検討していただきたい。

(3) 帝京大学大学院教職研究科教授 赤堀 博行

施策について

○総評

いずれの事業も今日的な課題を適切に把握・分析して周到に計画に反映させている印象を受ける。特に、食に関わる取組、安全・安心に関わる事業においてはこのことが顕著であると思われる。また、調布市の強みを生かした事業が展開されている。このことは各事業の土台となっており、今年度、感染症の影響で事業が滞ったとしても今後の事業展開に期待をもてる要因となっている。

事業の多くの部分を占める学校教育については、今年度から小学校において、次年度からは中学校において新しい学習指導要領に基づく教育課程が全面実施になることから、各学校における学校評議員・学校関係者評価委員会を活用して、社会に開かれた教育課程の具体に取り組む工夫、学びの地図としての学習指導要領を保護者や地域住民にも周知する工夫など行うことを期待したい。

いずれの事業も相当の成果を上げていると思われる。成果指標について確かな学力の育成、健やかな体の育成は、都の数値を基準とすることも方法であるが、市教委や学校の工夫や努力が適正に評価されないことも懸念されるので、時間軸を基準として前年比で評価することも考えたい。

○施策1 豊かな心の育成 について

生命尊重の精神を養うために、昨今頻発している自然災害等への対応にもつながる普通救命講習を小学校第6学年の全児童及び中学校第3学年の生徒が受けて、基本的な所作を身に付けていることは、地域貢献といった意味でも価値があると言える。また、災害時に避難所になるであろう学校において上級救命講習を受けた教員がいることは地域住民の安心にもつながるものである。

今次の学習指導要領の総則において重視している体験活動を、発達の段階に応じて豊富に設定していることは意義深い。これらの体験活動の教育的な価値を教員も児童生徒も実感できるような指導の充実を図りたい。

○施策2 確かな学力の育成 について

幼・保・小の接続及び連携の重要性が叫ばれる中で、就学に当たって不安を抱いている保護者が少なくない中で、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を提示したり、就学前の保護者などを対象に、校長が学校の教育活動や身に付けて欲しい力等を具体的に説明する機会を設定していることは有意義であると考えられる。こうした説明会では、調布市として目指す子供像、これを受けて各学校が行う特色ある教育活動などを具体的に紹介できるとよい。

児童生徒の主体的な学びの推進が求められている中で、学校図書館の有効活用を視野に入れた多様な施策を講じている。特に、学校図書館専門嘱託員の配置と研修の実施は意義深い。

○施策3 健やかな体の育成 について

前回の学習指導要領の改訂において、食育の充実が位置付けられ関係法令が整う中で、ともすると具体的な教育活動が見えにくい状況もあるが、調布市においては、各学校に食に関する指導の全体計画と年間指導計画の作成を求めて、教員の意識啓発を図っていることは意義深い。また、食材を生産している農家の見学や地場農産物を活用した学習活動を実施していることは課題となっている食品ロスに対する児童生徒の適切な判断力や実勢意欲の高揚に役立つ取組と言える。さらに、教員に食物アレルギーへの対応に関わる知見を高める研修を実施していることは、食物アレルギーへの対応に加えて、個々の児童生徒を尊重しようとする意識を高める上でも有効である。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

様々な理由から学校に馴染めない児童生徒が増加する中で、全ての中学校に通級教室を設置するとともに、パイロット校を設置して教員の特別支援教育に関わる理解を深め、指導力を高める取組を行っていることは、今次の学習指導要領の改訂で、学校の教育活動全体で特別支援教育への配慮を求めたことを勧奨すると意義深いと言える。

多様な悩みを抱えている児童生徒やその保護者に寄り添い、問題解決を支えることの重要性から鑑みて、教育相談活動に関して様々な対応をしていることは意義深い。特に就学相談に関わる件数の増加から子育てに不安を抱えている保護者に対して支えとなる取組になっていることが推察できる。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

各学校においては、社会に開かれた教育課程の充実が求められる中で、学校の特色ある教育活動を具体的に支える取組が行われていることは価値がある。また、具体策として特色ある学校づくり推進交付金制度を設定して各校の教育活動を支えていることは、個々の教員が自校の実情や地域に実態などを再確認し学校力を高める上でも有効であると言える。

教職員の指導力・人権意識の向上に関わって、学校経営計画との関連を考慮して、各教科で育成する資質・能力を明確にし、授業改善を図ることは効果的であるが、授業とは教育課程の具体的な実施であり、道徳科や総合的な学習の時間、特別活動なども授業として行うことであるため、これらの指導力を高める具体的な施策を講じることも考えたい。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

食育を具体化する上で重要な学校給食における対応として、その土台となる食物アレルギー事故防止対策の強化・徹底を図っていることは意義深い。これまでの教訓を生かして、関係諸機関との強固な連携を図っていることや国や他市などの研修会等に参加して市の取組を発信していることは、市の知見を周知し望まし

い学校給食の在り方について示唆を与えるなど、全国に寄与している取組である。

児童・生徒の安全確保の推進について、平成14年に我が国初の不審者対応避難訓練を第二小学校で行ったことを勘案すると、通学路の防犯カメラや啓発用巻き看板の設置など、周到な対策がなされていると言える。

○施策7 学校施設整備の推進 について

学校施設の不具合に原因等の調査を踏まえた的確で早急な修繕を実施するなど、計画的な維持保全の実施を行っていることは適切である。それにより、安全で良好な施設環境を保持した。

昨今の温暖化傾向の増大により、教室への空調設備を整えることは一般化しているが、児童生徒の重要な学びの場である体育館の空調設備を整えていることは意義深い。自然災害などの際に地域住民の避難場所として体育館が果たす役割が求められる中で、地域住民の快適な居住空間の確保といった視点からも価値がある取組である。

○施策8 青少年の育成 について

地域コミュニティを保持することが困難になっている背景には、人と人との繋がり希薄化が考えられる。このことを問題視して、地域で活躍できる人材の育成に取り組んでいることは価値がある。今年度は自粛の影響で実施できなかったが、ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会、ジュニアサブリーダー講習会などの参加者を確保できたことは今後の活動の充実につながることを考えられる。

青少年交流体験事業の推進の一環として計画された調布っ子“夢”発表会の開催は、子供たちが自分の住む調布市を改めて見つけ、その一員としての自覚を深める上で意義深い。また、広報も周到になされている。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

市民、社会教育団体等の活動への支援の事業として、学校施設の開放の適正な実施に向けた配慮があること、また、安心・安全な活動を支えるための傷害保険及び賠償責任保険の加入の徹底を図ることは適切である。

公民館事業としての、多様な内容、多様な形態の講座など、市民の選択の幅が広がる事業の実施は豊かな市民生活を支える基盤となるものである。

家庭の有り様が多様化している中で、子供の学習の機会と相まって子供の居場所づくりを計画・実施していることは意義深い。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

郷土の歴史・文化に関わる学習機会を学校に提供していることは、子供たちの郷土愛を育むうえで効果的である。豊富な文化財等を学校教育にどう位置付け得るか教員と連携して検討し、それらを学習材料として生かした教育活動を展開し

たい。

以前行われていた調布市検定を伝統・文化教育を視点として、郷土博物館主体で行うことなどはどうだろうか。郷土博物館を子供、市民の学びの場として充実させたい。

6 資料編

(1) 教育プラン（2019-2022年度）施策体系（施策，主要事業，主管課）

調布市教育委員会 教育目標	教育委員会 基本方針		教育プラン	
	基本方針	施策	主要事業	
調布市教育委員会 教育目標	基本方針 1 生命をいつくしみ 人の尊厳を重んじる 心を育てる	基本方針 1 施策 1 豊かな心の育成	1 命の教育の推進 2 人権教育の推進 関連事業▶13 いじめ、虐待の防止と対応 3 道徳教育の推進 4 体験活動の推進	
	基本方針 2 「生きる力」を育て 個を伸ばす教育を 充実する	基本方針 2 施策 2 確かな学力の育成	5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 関連事業▶16 地域人材等を活用した教育の充実 6 ICT機器の整備・活用と情報教育の推進 7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 関連事業▶9 体力向上への支援 8 学校図書館の活用推進	
		基本方針 2 施策 3 健やかな体の育成	9 体力向上への支援 関連事業▶7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 関連事業▶16 地域人材等を活用した教育の充実 10 食育の推進	
		基本方針 2 施策 4 個に応じたきめ細かな支援	11 特別支援教育の推進 12 不登校児童・生徒への支援 13 いじめ、虐待の防止と対応 関連事業▶2 人権教育の推進 関連事業▶18 教職員の指導力・人権意識の向上 14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実 15 児童・生徒の貧困への対応 関連事業▶18 教職員の指導力・人権意識の向上	
	基本方針 3 学校・家庭・地域の 役割と責任に 基づいた連携を進める	基本方針 3 施策 5 魅力ある学校づくりの推進	16 地域人材等を活用した教育の充実 関連事業▶5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 関連事業▶9 体力向上への支援 17 特色ある教育活動の推進 18 教職員の指導力・人権意識の向上 関連事業▶13 いじめ、虐待の防止と対応 関連事業▶15 児童・生徒の貧困への対応 19 学校における働き方改革の推進	
基本方針 4 安全で安心な 調布の教育環境の 整備を推進する	基本方針 4 施策 6 安全・安心な学校づくりの推進 施策 7 学校施設整備の推進	20 食物アレルギー対策の推進 21 安全教育の推進 22 児童・生徒の安全確保の推進 23 老朽化・長寿命化対策等の推進 24 不足教室への対応 25 快適な教育環境の整備		
基本方針 5 生涯にわたって 自己実現を目指す 機会を提供する	基本方針 5 施策 8 青少年の育成 施策 9 生涯学習社会への対応 施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承	26 家庭教育への支援 27 地域で活躍できる人材の養成 28 青少年交流・体験事業の推進 29 市民、社会教育団体等の活動への支援 30 障害のある方の社会体験活動への支援 31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 32 市民の読書・調査活動への支援 33 史跡・文化財の保存及び活用 34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開		

成果指標・目標値

 <p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】</p>	<p>「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査</p>	<p>小学校 100.0% 中学校 100.0%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】</p>	<p>東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数</p> <p>「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査</p>	<p>小学校 3.0pt 中学校 3.0pt</p> <p>小学校 80.0% 中学校 80.0%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課, 指導室】</p>	<p>東京都「児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較</p> <p>体育の授業における, 体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査</p>	<p>東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)</p> <p>小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【教育相談所】 【指導室, 学務課】 【指導室】</p>	<p>通常の学級において, 特別な支援が必要な児童・生徒のうち, 「スクールサポーター等の外部支援による対応」, 「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率</p>	<p>小学校 90% 中学校 90%</p>
<p>【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室, 学務課】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室, 学務課, 教育総務課】</p>	<p>地域学校協働本部の設置校</p>	<p>28校 (市立小・中学校全校)</p>
<p>【学務課, 指導室】 【教育総務課, 指導室】 【学務課, 社会教育課, 教育総務課】</p>	<p>調布市防災教育の日の参加者数</p>	<p>30,000人</p>
<p>【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】</p>	<p>耐用年数を基本に, 屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合</p>	<p>屋上防水 100%(101/101棟) 外壁 100%(101/101棟) 受変電設備 100%(28/28棟)</p>
<p>【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】</p>	<p>リーダー養成講習会の参加者数</p>	<p>1,400人 (4か年累計)</p>
<p>【社会教育課, 公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】</p>	<p>社会教育施設(公民館・図書館)の満足度</p> <p>※調布市市民意識調査</p>	<p>図書館 75.0% 公民館 50.0%</p>
<p>【郷土博物館】 【郷土博物館, 図書館】</p>	<p>郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数</p>	<p>55,000人</p>

現 教育プラン

《学校教育》

No.	【施策】1 豊かな心の育成	所管課
1	命の教育の推進	指導室
2	人権教育の推進	指導室
3	道徳教育の推進	指導室
4	体験活動の推進	指導室

No.	【施策】2 確かな学力の育成	所管課
5	基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	指導室
6	ICT機器の整備・活用と情報教育の推進	指導室
7	グローバルな人材の育成と オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導室
8	学校図書館の活用推進	指導室

No.	【施策】3 健やかな体の育成	所管課
9	体力向上への支援	指導室
10	食育の推進	学務課 指導室

No.	【施策】4 個に応じたきめ細かな支援	所管課
11	特別支援教育の推進	指導室
12	不登校児童・生徒への支援	指導室
13	いじめ、虐待の防止と対応	指導室
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	教育相談所
15	【新】児童・生徒の貧困への対応	指導室 学務課

No.	【施策】5 魅力ある学校づくりの推進	所管課
16	地域人材等を活用した教育の充実	指導室
17	特色ある教育活動の推進	指導室 学務課
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室
19	【新】学校における働き方改革の推進	指導室 学務課 教育総務課

No.	【施策】6 安全・安心な学校づくりの推進	所管課
20	食物アレルギー対策の推進	学務課 指導室
21	安全教育の推進	教育総務課 指導室
22	児童・生徒の安全確保の推進	学務課 社会教育課 教育総務課

No.	【施策】7 学校施設整備の推進	所管課
23	老朽化・長寿命化対策等の推進	教育総務課 施設担当
24	不足教室への対応	教育総務課 施設担当
25	快適な教育環境の整備	教育総務課 施設担当

《生涯学習・社会教育》

No.	【施策】8 青少年の育成	所管課
26	家庭教育への支援	社会教育課
27	地域で活躍できる人材の育成	社会教育課
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課

No.	【施策】9 生涯学習社会への対応	所管課
29	市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課 公民館
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進	公民館
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館

No.	【施策】10 地域ゆかりの文化の保存と継承	所管課
33	史跡・文化財の保全及び活用	郷土博物館
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開	郷土博物館 図書館

旧 教育プラン

《学校教育》

No.	【施策】1 豊かな心の育成	所管課
1	命の教育活動の推進	指導室
2	人権教育の推進	指導室
3	道徳教育の推進	指導室
5	体験活動の充実と支援	指導室

No.	【施策】2 確かな学力の育成	所管課
9	理数教育の推進	指導室
8	少人数学習指導・習熟度別指導の推進	指導室
4	情報モラル教育の推進	指導室
7	ICT機器の活用推進	指導室
6	国際教育の推進	指導室
12	オリンピック教育の推進	指導室
10	学校図書館の活用推進	指導室

No.	【施策】3 健やかな体の育成	所管課
11	体力向上への支援	指導室
13	学校における食育の推進	学務課

No.	【施策】7 個に応じた支援及び指導の充実	所管課
23	特別支援教育の推進	指導室
31	幼・保・小及び小・中連携の推進	指導室
25	いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援	指導室
24	教育相談の充実	教育相談所
-	-	-

No.	【施策5】教職員の資質・能力の向上 【施策6】魅力ある学校づくりの推進 【施策9】協働の学校づくり	所管課
29	地域人材等を活用した教育支援	指導室
32	学校アセスメントの充実	指導室
21	特色ある教育活動の推進	指導室
22	中学校学校選択制の実施	学務課
19	指導力向上への取組	指導室
20	人権研修の推進	指導室
30	学校経営への支援	指導室

No.	【施策】4 安全・安心な学校づくりの推進	所管課
14	食物アレルギー対策の推進	学務課
15	安全教育の推進	指導室
16	防災教育の日の推進	教育総務課
17	通学路等の安全確保の推進	学務課、社会教育課、教育総務課
18	シックハウスに対する取組	施設担当

No.	【施策】8 学校施設整備の推進	所管課
27	老朽化・長寿命化対策の推進	施設担当
28	避難所機能の充実	施設担当
26	快適な教育環境の整備	施設担当

《生涯学習・社会教育》

No.	【施策】10 青少年の育成	所管課
34	家庭教育への支援	社会教育課
35	リーダー養成講習会の実施	社会教育課
36	児童・生徒の意見発表機会の提供	社会教育課
38	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課

No.	【施策】11 学習機会の提供・学習活動の支援	所管課
41	市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課、 公民館、図書館
42	障害のある児童・生徒等の自立活動支援	社会教育課
40	地域に根差した公民館活動の推進	公民館
39	市民の読書・調査活動への支援	図書館
41	市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課、 公民館、図書館
42	障害のある児童・生徒等の自立活動支援	社会教育課

No.	【施策】12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進	所管課
43	史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進	郷土博物館
33	学校教育との連携事業の推進	郷土博物館
44	郷土の歴史・文化及び 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	郷土博物館

		<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度調布市文化財保護審議会(1月～3月分)について 	—
令和元年 5月8日	第4回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都公立学校副校長の人事について 	可決
5月23日	第5回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時代理の承認について(調布市立図書館協議会委員の解職及び委嘱について) 臨時代理の承認について(調布市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について) <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度「調布市防災教育の日」の実施結果について 調布市教育委員会食物アレルギー対応の取組について 平成31年4月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和2年度使用調布市立小・中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について(要領の修正) 令和元年度調布市立小・中学校における特色ある教育活動(国・都・市の指定研究等)について 平成30年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告書について 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の経営状況について 調布市郷土博物館の臨時休館について 調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について 	<p>可決</p> <p>可決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
6月28日	第6回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則 調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則 調布市教育委員会が所管する市立施設における喫煙の許可に関する規則 調布市社会教育委員の委嘱について 臨時代理の承認について(調布市公民館運営審議会委員の解職について) 調布市公民館運営審議会委員の委嘱について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校の電話受付時間の設定及び電話受付時間外における自動音声アナウンスの試行実施について 令和元年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和元年5月における市内小・中学校の事故等の報告について 第七中学校「はしうち教室」の運営状況について 地域学校協働本部事業の運営状況について 	<p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

		(諸報告) ・ 令和元年度調布市「中学生職場体験」について	—
7月26日	第7回 定例会	(報告事項) ・ 令和元年第2回調布市議会定例会について ・ 令和元年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 受動喫煙防止啓発用通学路標示板の設置について ・ 令和元年6月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 学校に行きづらい子どもの保護者の集い報告 (諸報告) ・ 令和元年度調布市立小・中学校における夏期休業日(8月)の学校閉庁日の期間について ・ 令和元年度調布市社会教育委員の会議(4月～6月分)について ・ 令和元年度調布市公民館運営審議会(4月～6月分)について ・ 令和元年度調布市立図書館協議会(4月～6月分)について ・ 令和元年度調布市文化財保護審議会(4月～6月分)について	— — — — — — — — — —
7月31日 ～8月1日	第5回 臨時会	(議案) ・ 令和2年度使用 調布市立中学校教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)の採択について ・ 令和2年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図 書の採択について ・ 令和2年度～5年度使用 調布市立小学校教科用図書の採択 について (協議題) ・ 令和2年度使用 調布市立中学校教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)の選定について ・ 令和2年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図 書の選定について ・ 令和2年度～5年度使用 調布市立小学校教科用図書の選定 について	可 決 可 決 可 決 — — —
8月19日	第8回 定例会	(議案) ・ 調布市立図書館協議会委員の委嘱について (協議題) ・ 令和元年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及 び執行の状況の点検及び評価報告書(平成30年度振り返り) (案)について ・ 調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づ くりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の 指定(案)について	可 決 — —

	<p>ついて)</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る教育委員会の主な対応について ・ 令和元年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 令和2年2月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 令和3年度使用 市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について ・ 令和2年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案) について 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
--	---	--

(3) 教育委員会事務局の概要（令和元年度）

令和元年度当初の職員数，当初予算額，組織体系図は以下のとおり

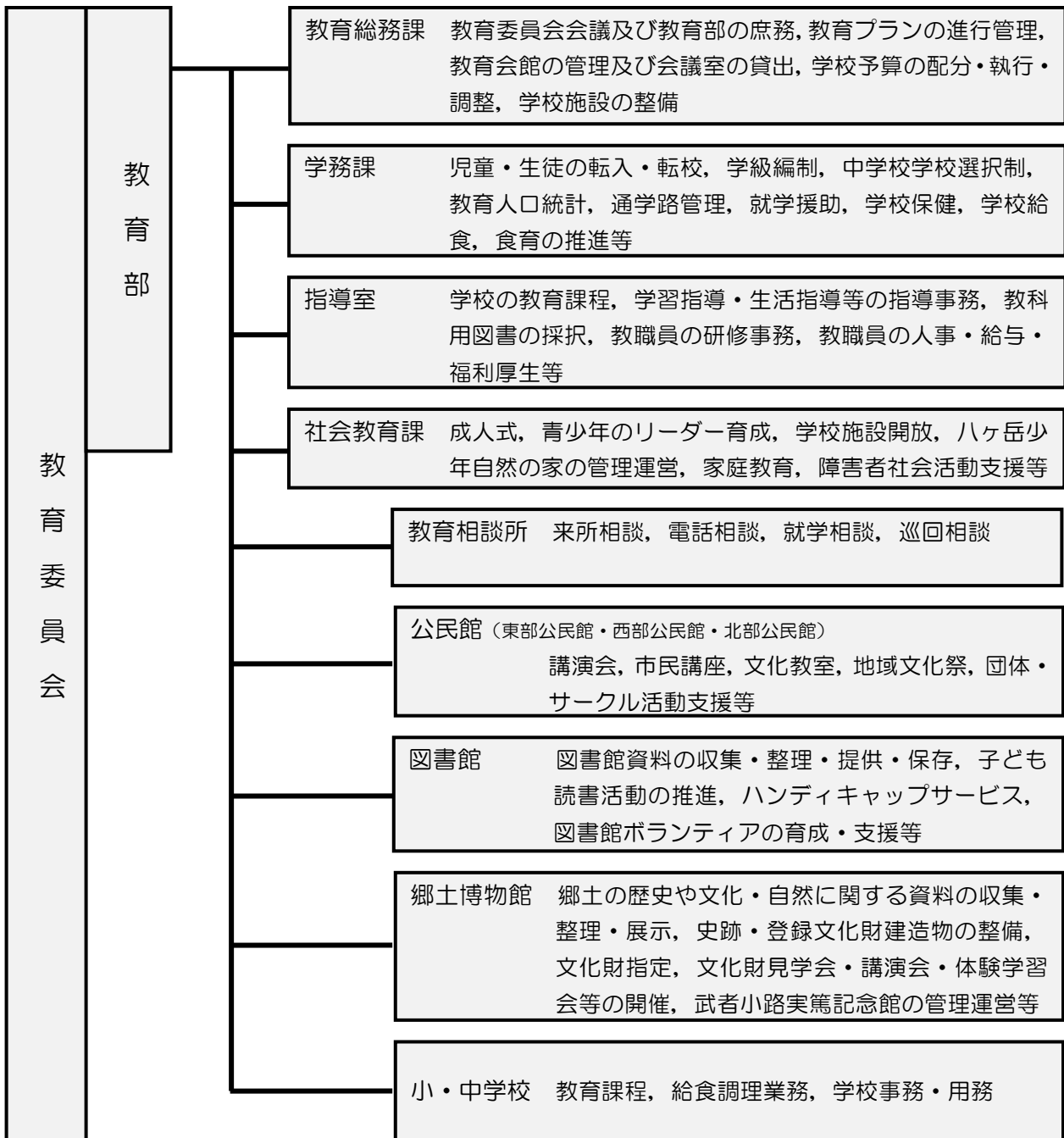
◆職員数

- ・正規職員 202人（うち管理職19人）
- ・再任用職員 24人（うち管理職1人）

◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

- ・歳入 4億1,443万9,000円
- ・歳出 60億3,654万1,000円（職員人件費を除く）

◆組織体系図



(4) 令和元年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

(単位 千円)

課名	令和元年度予算額 a	前年度予算額 b	差引増減額 a-b	増減理由
教育総務課	3,158,798	3,672,274	▲ 513,476	特別教室空調整備の完了等に伴う減 神代中学校校舎増築及び特別教室空調整備の完了等に伴う減
学務課	993,763	992,102	1,661	
指導室	980,552	685,116	295,436	適応指導教室工事実施による増 校務支援システム及びタブレット導入に伴う増
社会教育課	82,613	190,306	▲ 107,693	八ヶ岳少年自然の家改修工事完了による減
教育相談所	56,465	39,611	16,854	
東部公民館	22,246	20,379	1,867	
西部公民館	20,922	19,826	1,096	
北部公民館	23,616	23,072	544	
図書館	491,735	500,297	▲ 8,562	
郷土博物館	205,831	202,097	3,734	
教育部 合計	6,036,541	6,345,080	▲ 308,539	

◆課別 歳入予算の状況

(単位 千円)

課名	令和元年度予算額 a	前年度予算額 b	差引増減額 a-b	主な増減理由
教育総務課	239,429	437,510	▲ 198,081	調布3・4・18号線拡幅に伴う物件補償費による減
学務課	4,711	33,934	▲ 29,223	「こども基金」との統合による皆減
指導室	151,307	66,211	85,096	日光移動教室の実施による増 地域学校協働本部設置校増加による増 学校働き方改革新規事業実施による増
社会教育課	208	214	▲ 6	
教育相談所	0	0	0	
東部公民館	617	617	0	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	1,134	1,134	0	
図書館	2,545	3,885	▲ 1,340	人づくり人材確保支援事業補助金分の減
郷土博物館	14,114	12,035	2,079	深大寺近代文書等史料調査（新規事業）による増
教育部 合計	414,439	555,914	▲ 141,475	

(5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年 1 月 30 日

教育委員会要綱第 2 号

第 1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

第 3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

第 4 点検及び評価の実施

点検及び評価は、前年度における第 3 に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第 5 学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者を置く。

第 6 委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は，平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

1 この要綱は，平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第 3 の規定は，平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日教委要綱第 7 号）

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

刊 行 物 番 号
2 0 2 0 - 7 5

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和元年度振返り)

発行日 令和2年8月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育総務課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

Tel 042-481-7465

印刷 庁内印刷

令和2年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和元年度振返り)

調布市教育委員会